

## 平成25年小布施町議会6月会議会議録

### 議事日程(第2号)

平成25年6月6日(木) 午前10時開議

開議

議事日程の報告

日程第1 請願第1号 憲法96条の発議要件緩和に反対する請願

日程第2 行政事務一般に関する質問

---

### 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

### 出席議員(14名)

1番	原 勝 巳 君	2番	小 林 一 広 君
3番	渡 辺 高 君	4番	小 西 和 実 君
5番	小 林 茂 君	6番	富 岡 信 男 君
7番	山 岸 裕 始 君	8番	川 上 健 一 君
9番	大 島 孝 司 君	10番	小 淵 晃 君
11番	関 谷 明 生 君	12番	渡 辺 建 次 君
13番	関 悦 子 君	14番	小 林 正 子 君

### 欠席議員(なし)

---

### 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	市 村 良 三 君	健康福祉部門 統括参事	竹 内 節 夫 君
健康福祉部門 グループリーダー	中 條 明 則 君	地域創生部門 総括参事	八 代 良 一 君
地域創生部門 グループリーダー	畔 上 敏 春 君	行政経営部門 総括参事	久 保 田 隆 生 君
会計管理者(兼) 滞納対策 担当参事	田 中 助 一 君	行政経営部門 グループリーダー	西 原 周 二 君
教 育 長	竹 内 隆 君	教 育 部 門 総括参事	池 田 清 人 君

監 査 委 員 畔 上 洋 君

---

事務局職員出席者

議会事務局長 三 輪 茂 書 記 堀 内 信 子

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（関谷明生君） おはようございます。

議員総数14名中、ただいまの出席議員は14名で定足数に達しております。

これより直ちに本日の会議を開きます。

---

◎議事日程の報告

○議長（関谷明生君） 本日の日程は、お手元へ配付いたしました印刷物のとおりであります。

---

◎諸般の報告

○議長（関谷明生君） 日程に入るに先立ち、諸般の報告事項について申し上げます。

教育委員長、中島 聰君から、都合により欠席する旨の届け出がありましたので、報告いたします。

次に、請願の受理について報告いたします。

平成25年6月3日付で長野県平和委員会代表理事、永井光明君外1名から、憲法96条の発議要件緩和に反対する請願の提出がありました。

請願書は、お手元に配付いたしました印刷物のとおりでありますので、朗読は省略いたします。

---

◎請願第1号の上程、委員会付託

○議長（関谷明生君） これより直ちに日程に入ります。

日程第1、請願第1号 憲法96条の発議要件緩和に反対する請願についてを議題といたし

ます。

事務局職員から請願の朗読をさせます。

[事務局長朗読]

○議長（関谷明生君） 以上で朗読が終わりました。

お諮りいたします。本請願は、お手元へ配付いたしました議案付託一覧表のとおり、政策立案常任委員会へ付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（関谷明生君） ご異議ないものと認めます。

よって、請願第1号は、お手元へ配付いたしました議案付託一覧表のとおり、政策立案常任委員会へ付託することに決定いたしました。

---

#### ◎行政事務一般に関する質問

○議長（関谷明生君） 日程第2、行政事務一般に関する質問を行います。

お手元へ配付いたしました印刷物のとおり一般質問の通告がありましたので、報告いたします。朗読は省略いたします。

ただいま報告いたしました印刷物の質問順序に従い、順次質問を許します。

---

#### ◇ 関 悦 子 君

○議長（関谷明生君） 最初に、13番、関悦子議員。

[13番 関悦子君登壇]

○13番（関悦子君） おはようございます。

通告に基づきまして順次質問させていただきます。

まず最初に、子宮頸がんワクチン接種と副作用についてお尋ねします。

子宮頸がんによる死亡率は、女性特有のがんの中では乳がんに次いで第2位、20代から30代の女性では、発症する全てのがんの中で第1位を占めています。年間に約9,800人の女性がかかり、約2,700人が亡くなっています。

子宮頸がんの原因となるウイルスは、約15種類あります。中でも、ハイリスクで悪性度の高い2種類のウイルスを予防することで、感染をほぼ100%防げると言われております。がんを予防できる唯一のワクチンとして大変注目をされているものです。そのため、そのウイルスによる感染を防ぐためのワクチンが開発され、接種が推奨されてきたものですが、このワクチンが15種類ある全てのウイルスを防げるわけではなく、子宮頸がんの原因として最も多く報告をされている2種類のウイルス、ヒトパピローマウイルス16型と18型に対する予防であるため、ほかのウイルスに感染した場合には効き目はないわけです。既に感染しているヒトパピローマウイルスを排除したり、がん細胞を治す効果はなく、あくまでも接種後のヒトパピローマウイルス感染を防ぐものであり、子宮頸がんの原因となるウイルスの感染を一定程度は防ぎますが、これで安心というわけにはいかないのです。

このワクチンを接種しても、子宮頸がん検診を受ける重要性は変わりません。一番大切なのは、全てのがんの予防につながる検診を充実することこそが大事であります。ちなみに、日本の検診実施率は20%で、世界でも最低レベルであると報告をされております。

本年4月から子宮頸がんワクチンが法律に基づき定期接種となり、小学6年生から高校1年の女子は原則無料で接種が受けられるようになりました。当町は既に2年前から実施をされ、昨年までは集団接種で行われていたが、今年度から個別接種になったとお聞きをしております。

一方、子宮頸がんワクチン接種による副作用についての厚生労働省の報告によりますと、2009年12月から2013年3月までに1,968件、うち全身の痛みなど重篤な症例が106件もあり、またワクチンによる重い健康被害が生じていると訴えている症例は24件あるとのこと。厚生労働省は、この子宮頸がんワクチンで以前から接種後に原因不明の痛みやけいれんなど健康被害の報告が多数あることを踏まえ、接種と症状に関連があるかどうか詳しい調査を始めると聞きましたが、健康被害の発生頻度がほかのワクチンと比べて特別に高いとは言えないとして、また因果関係がはっきりしていない現時点においては定期接種の中止は必要ないとしています。

そこで、お聞きをいたします。

最初に、小布施町では既に2年前より、中学3年生の女子を対象に子宮頸がんのワクチン接種が行われていますが、今までに副作用の報告はあったかお聞きします。

次に、どの予防接種においてもワクチン接種による副作用は心配されますが、本人や保護者に対する十分な説明が必要だと思いますが、このワクチン接種によるメリット、それから

デメリットなどについて、本人や保護者に対してどのような場所でどのような方法で説明をしているのかお聞きいたします。

また、本年から従来の集団接種から個別接種になるということですが、個別接種になったら接種率が下がったという事例が報告されています。接種を受けない子供さんがいないようにするために、どのような対応をとられているのかお聞きします。

以上です。

○議長（関谷明生君） 竹内総括参事。

〔健康福祉部門総括参事 竹内節夫君登壇〕

○健康福祉部門総括参事（竹内節夫君） おはようございます。

それでは、ただいまのご質問に対しましてご答弁させていただきます。

まず、子宮頸がんワクチン接種の副作用、副反応の報告はあるかということでございますが、ご指摘のとおり、子宮頸がんワクチン接種につきましては、平成23年2月に子宮頸がん予防ワクチン接種勧奨事業としまして、接種費用を国と市町村が助成することで接種率の向上を図ることを目的に、当時任意接種として実施してきました。

このワクチン接種に関連して、重篤な副反応が出たときの対応として、まずワクチン接種を行う医療機関は、保護者に対して接種による通常見られる副反応、これについて十分な説明を行い、それにさらにまれに重篤な副反応があらわれたときは速やかに医療機関を受診することを説明した上で接種することとされております。そして、医療機関がワクチン接種による副反応、これを認めたときは、薬事法などに基づく国への報告義務、これが行われまして、同時に医療機関から市町村にも報告が入る仕組みとなっております。こうしたシステムの中で、現在、重篤な副反応、それから副反応ですね、これが出たという報告例は今のところ町へは届いておりません。

それから、接種のメリット、デメリット、リスクとその効果ということだと思っておりますが、それから保護者への説明ということでございますが、ワクチン接種のメリットは、何といたしてもがん予防が行えるということです。現在、これも成人2人のうち1人は何らかのがんにかかるという可能性が叫ばれる中で、唯一ワクチンにより予防できるがんが子宮頸がんであり、日本で承認される以前から世界の数カ国、先進国の中でも予防接種が行われてきておるということでもあります。

これもご指摘ありましたが、子宮頸がんはヒトパピローマウイルスが性交により感染し発症するもので、このウイルスに感染した場合に効果をあらわすのが子宮頸がんワクチンとな

ります。しかし、既に感染しているウイルスによるがんの発症を抑える効果はなく、また効果の継続も期限があるということでもあります。

それで、これらも含め、それからリスクとしまして、ワクチン接種には、これは子宮頸がんに限らずあらゆるワクチン接種には副反応が起こる可能性があるということ、それからその副反応が人によっては重篤な症状を引き起こす場合があるということですね、こういったことを、やっぱりこれはご指摘のとおり保護者の方にきちんと説明した上で接種をしなければならないということでありまして、町としまして、先ほど申し上げました国の接種勧奨事業ですね、これを始めるに当たりまして、まずは保護者の皆さんに、思春期におけるお子さんの正しい性教育とあわせてこのワクチン接種の有効性といったものをお知らせする必要がありますだろうということで、保護者の皆さんに対しましては、保護者の皆さんが集まるPTA総会、この場を学校からおかりしまして、それでその場に保健師が出向きまして、ワクチン接種が始まるその意味、それからあわせて先ほどもご指摘あった検診の受診の効果といったものを含めて保護者の皆さんにご説明をしてきたと。これは現在も継続しております。そういった場をかりまして保護者の皆さんへの説明を行ってきております。

それから、3番目の集団から個別に移行することによる接種率低下の懸念ということですが、町では標準的な接種対象者、これが小学校6年生から高校1年生までと言われておりますが、このうち中学校3年生、この学年を集団接種により実施をしてきました。ちなみに、中学3年生以外のお子さんについては、そのご希望される方が医療機関で接種を受けた場合には、当然に同じように費用助成は行ってきております。

今回、この中学3年生を集団から個別に変更した主な理由ですけれども、これは保護者の皆さんからのご意見に、生徒さん、お子さんによっては接種後の副反応、腫れなどがなかなか引かずに部活に支障が生じるといった例があったということ、それから年3回接種が必要になります。そういったことから、学校側としても限られたカリキュラムの中に接種を組み込むにはちょっとスケジュールタイトであると。こういったことから、接種者のスケジュールで実施できる個別接種のほうが受けやすいというご意見、それから実際に接種を行っていただく医療機関の先生方からも、今現在、ワクチン2種類あります。このワクチンに対しまして、集団接種だとどうしても打つワクチンが限られてしまうということ、接種を受ける側の選択肢がなくなってしまうというようなことから、個別接種のほうが適しているというご意見をいただいて、集団よりも個別のほうが接種率が上がるということを判断しまして、今年度からは個別に切りかえさせていただいたものでございます。

しかし、この方法が全てではないと思っております。今後、個別接種における改善点等、これが指摘される中で、集団接種への変更が必要となるなら、これは柔軟に対応すべきと考えます。あわせて、ワクチン接種に起因する副反応の症例なども収集含めまして、より安全が担保された形での接種といったものを行っていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（関谷明生君） 関悦子議員。

○13番（関悦子君） ただいま答弁いただきました中で、2種類のワクチンを医療機関が選択をして接種しているというふうに思うんですけども、その2種類のワクチンのどちらを選択するというのは個人の望みなのか、それとも医療機関で決めているのか、それとも町でそのワクチンのほうを決めているのかについて1つお尋ねします。

それからもう一つ、やはり大切な接種なんですけれども、非常に副作用が最近いろいろな新聞紙上、メディアからいろいろなのが出ております。これに対して、このワクチン接種に関しての説明というものが、よりしっかりと保護者の方たち、そしてもちろん本人、その人たちにきちんとこのことが伝わっているのか、これは完全にこれをやれば安心できるというものじゃなくて、たまたまそのウイルス2つに効くだけであって、ほかのウイルス、15ある中の13であれば効かないんだというようなこともしっかり指導しながら、自分の体、身を守る、大切にするという、その検診につながる、本当に一番検診が一番大切であるということをしっかり伝えていただけるような説明ですかね、そういうことがきちんとなされているのかどうかについて、もう一度確かめたいというふうに思います。

○議長（関谷明生君） 竹内総括参事。

○健康福祉部門総括参事（竹内節夫君） まず、第1点目のワクチンの種類をどこで決めるかということですが、今これにつきましては、接種する医療機関さんのほうでこれを定めているものと思っております。このワクチンについては、例えば1種類のワクチンを接種した場合に、残り2回も当然に同じワクチンを打つということになりますので、同じ医療機関で打てば、そこで受けた子はみんな同じワクチンを接種しているものというふうに推測しております。

それから、2点目の周知の徹底ということかと思えます。それにつきましては、先ほどもご答弁させていただきましたとおり、当然に保護者の皆さんにきちんとワクチンのメリット、デメリットといいますか、リスクといったものをお知らせする中で打っていただきたいとい



うことでありまして、これまで任意接種で行ってきました。任意接種で行う場合には、まずその接種希望をとります。その接種希望で接種をしたいというご家庭に対しまして子宮頸がん予防ワクチン接種説明というもの、ここに先ほどの副反応についての注意とか、ご自身の接種後の体調管理というものも記載したものを該当されるお宅にお配りして、またそれに基づきまして、先ほどもお話しさせていただきましたが、保護者会等を利用して、保健師からの説明といったものを行ってまいりました。

今年度から定期ということで、基本的には公費をもって全てのお子さんに接種を行うこととなりますが、これもあくまでも強制ではありません。接種を受けないという方について、これを受けなかったからといって罰則が出るものではございませんので、定期という中で接種勧奨といったものを行っていく必要があるということで、今までは接種希望者に対して周知文を行ってきたんですが、ことしからは全ての保護者さん、該当のお宅にこのワクチンの有用性といいますか、それに対するリスクといったものを説明書としてお配りしております。あわせてこれもまた保健師によります保護者への説明といったものも継続して行ってきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（関谷明生君） 関悦子議員。

○13番（関悦子君） ただいま答弁いただいた中で、この接種は今までは任意であったと。これから勧奨という形になるということなんですけれども、今までの任意の中で、やっぱり受診をしなかったお子さんというのは結構いらしたわけですか。もし統計があれば結構でございませぬけれども。

○議長（関谷明生君） 竹内総括参事。

○健康福祉部門総括参事（竹内節夫君） 町では、国の任意事業が始まった平成22年当初からこの事業については参加をしております。それで、ちょっと接種を受けなかった子の数ということでなくて、接種を受けたお子さんの数ということでご報告させていただきたいんですが、先ほど申し上げた国におけますこの補助事業の接種標準対象者というのが小学校6年生から高校1年生までという5学年にわたっております。その中で、全てのお子さんに接種をする必要性といったものは余りないだろうと。これは町内の先生方との協議の中で、対象学年を定めて重点的に接種を行うことが適しているのではないかというご意見をいただきまして、町としましては、平成22年度は中学3年生、それから高校1年生、この2学年、2年代を接種勧奨者として呼びかけを行ってまいりました。それで、平成22年については、この両

学年合わせて123人のお子さんに接種いただいております。

それから、同様に23年度、この年度からは、任意の中でも集団接種で行うほうが接種率がよろしいのではないかということから、23年度は中学3年生、これはもう既に当時高校1年生になっている子は前年に受けていますから、新たに中学3年生になった学年を対象としまして行いまして、41名の方に接種を受けていただいております。同様に昨年度ですね、24年度は56名の方に接種を受けていただいております。すみません、ちょっとこの学年の分母の数字、今ちょっと持っておりません。大体30人3学級ぐらい、約90名から100名ぐらいの中での接種率ということになりますので、4割、5割弱ぐらいの接種率ということになるかと思えます。

○議長（関谷明生君） 関悦子議員。

○13番（関悦子君） ただいまの接種の数を見ますと、ああ、随分少ないんだなというのを感じたんですけども、その点については、任意であるので、任意であるから、強いてということはいいませんし、むしろこの自然治癒率というものもありますのでね、完全にそのワクチンをやったからがんになるということではないとは思いますが、随分少ない数字だなというふうに感じたんですけども、その点については、町としても学校と協議しながら、どんなふうにするかというようなことは医療機関と協議しながら考えを持っていらっしゃるんですか。

○議長（関谷明生君） 竹内総括参事。

○健康福祉部門総括参事（竹内節夫君） 先ほどのご答弁の中でもお話しさせていただきましたが、我々もちょっとこの接種率は低いかなというふうに感じております。それで、その要因を探ったときに、保護者の皆さんの意見から、学校での集団接種という方法が、なかなか年3回という、今のお子さんの部活動、課外活動と合わせたときに、そのお子さんの接種日程がかなりスケジュールがタイトになってしまうということから、そういったご意見もいただきまして、では約5割ぐらいの集団接種であるならば、これを一度個別接種という形に切りかえて接種率の向上を図ってみたいというふうに考えたところでございます。

○議長（関谷明生君） 関悦子議員。

○13番（関悦子君） それじゃ、町立図書館「まちとしょテラス」の運営についてお尋ねします。

平成21年7月にオープンしました小布施町立図書館、まちとしょテラスは、学びの場、子育ての場、交流の場、情報発信の場の4つの柱による「交流と想像を楽しむ、文化の拠点」

という理念のもとで建設をされました。開館以来、新たな視点で盛りだくさんの事業が企画され、多くの町民に利用され、親しまれ、愛されてまいりました。そして、すぐれた建築物として2011年度日本図書館協会建築賞を受賞し、また運営面においては、ライブラリー・オブ・ザ・イヤー2011年の大賞を受賞しました。ハード、ソフトの両面において日本のトップクラスの評価をいただき、その存在が大変注目をされ、全国各地からの多くの関係者が視察、研修に訪れるようになり、町民にとっても大変誇りに思える図書館となりました。

さて、その輝かしい実績を残してきた図書館の運営のかなめでもある図書館長の不在期間が半年余りになりました。図書館長は、当初から任期付職員として採用され、あらかじめ任期が明確になっていたにもかかわらず、このように不在期間が長く続いているのは大変残念に思います。現在、新たな館長の選任が進められていることは承知しておりますが、現在の図書館の状況、今後の運営についてお聞きします。

最初に、館長兼務になってからの正規職員の配置状況と、休日等における職員体制について伺います。

次に、図書館では従来、数々の魅力あるユニークなイベント、ワークショップ、講演会などが頻繁に開催されてまいりました。館長兼務のもとでの開催状況、どうでしょうか、伺います。

次に、現在進められている図書館長の選任の進捗状況と、どのような基準で、どのような人を、どのように選任していくのか伺います。

また、今後も任期付で採用するとなると、今回と同様な状況、問題が生じる可能性があります。どうでしょうか。

次に、多くの関係者の努力で日本のトップクラスの図書館と評価され、ここまで注目されている図書館を今後とも発展させていくためには、職員体制の充実や職員の意識改革、運営内容の工夫が絶えず必要だと思いますが、今後どのように対応していくのか伺います。

○議長（関谷明生君） 竹内教育長。

〔教育長 竹内 隆君登壇〕

○教育長（竹内 隆君） 関悦子議員の町立図書館「まちとしょテラソ」の運営にかかわるそれぞれのご質問にお答えいたします。

最初に、図書館の正規職員の配置状況についてのお尋ねですが、この4月以降は正規職員2名が欠員となっております。対応としまして、教育委員会生涯学習グループの職員が毎日一定時間図書館に出向き、管理的な事務や庶務関係、視察対応ほか、図書館業務全般に関し

て、職員と連絡をとりながら業務を遂行しております。

また、休日における職員体制に変化はあるかとお尋ねですが、通常の勤務体制で業務を行っております。ただし、イベントやその他特別な行事があるときは、状況に応じて増員の必要な勤務体制を組んでおります。

次に、図書館のイベントやワークショップの実施状況についてのご質問ですが、図書館で行うイベントを初めとする事業について、図書館職員と教育委員会事務局とで定期的にミーティングを持ち、計画や反省会などPDCAを進めるほか、ボランティアの運営スタッフとの打ち合わせ、あるいは住民の方のご要望をお聞きしながら進めているところでございます。

実施中の各種イベントにつきまして、4月は7日に絵本作家の田島征三さんの講演会とワークショップを公民館と共催で実施、それから4月20日、21日には、玄照寺の境内で一箱古本市を境内アート苗市とあわせ実施、5月29日には、赤ちゃんとその保護者に絵本や子育てに関する情報などが入ったスタートパックを手渡すブックスタートを健診会場で実施いたしました。

6月でございますが、8日にお父さんによる読み聞かせ、10日に大人のための語りを楽しむ会、16日に「世界のことばであそぼう！」と題し、世界の音楽に合わせて体を動かしたり、いろいろな国の言葉で遊んだりするワークショップ、22日はおはなしの会など、引き続きボランティア団体の協力を受けながら事業を実施する計画でございます。

また、町内のお宅やお店などのちょっとしたスペースに本棚を設置して、訪れた方と館長とが交流することも可能なおぶせまちじゅう図書館を推進しておりまして、現在17館になりました。

しかし、テラソ美術部は、担当した職員が退職したため、現在中止、休止しているなど、一部に事業の停滞があることも確かでございます。館長の選任とともに、図書館事業の一層の推進を図ってまいります。

次に、図書館長選任の進捗状況についてのお尋ねでございますが、公募により全国から33名の方に応募をいただきました。それぞれの方について、募集要項に基づき慎重に書類選考を行いまして、今月中旬には、間もなくでございますが、町理事者や職員、図書館協議会委員による面接試験を行います。その後、それまでの資料などをもとに総合的に審議し、館長を決定してまいります。

どのような基準で選定していくかのご質問ですが、募集要項で示しました町図書館の運営の柱であります学び、子育て、交流、情報発信のそれぞれの場であることを基盤に据えて、

交流と創造を楽しむ文化の拠点として事業を推進していく方を選任してまいります。また、当然のことですが、さまざまな角度から幅広く検討し、力量や人格、意欲、熱意などを総合的に見ていくとともに、小布施町町民と協働の理念をどう打ち出していただけられるか、大切なことであると考えております。

次に、館長の任期付採用の件でございますが、図書館長は3年間という期間を区切った任用期間の中で全力投球していただくことがよいのではないかと考えます。さきに述べました図書館としての方針は堅持するとして、一定の期間が経過する中で発想の転換も必要なことであると考えます。そうした点で任期付採用を選択させてもらっているところでございます。

次に、職員体制の充実や職員意識の改革、運営内容の工夫についてのお尋ねでございますが、これらの事項は図書館事業の進展において根幹をなすものと思います。7月には新館長が着任する予定ですが、議員ご指摘のこれらの事項について十分に認識して、町民の要望に応える図書館事業を推進してまいります。研修会や他の図書館との交流や視察、住民の方との懇談、図書館運営協議会や町議会議員を初め、関係者との連携も大切です。館長や教育委員会事務局の指導力も問われるところでもあります。こうしたことを積み重ねて図書館事業の進展を図ってまいりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（関谷明生君） 関悦子議員。

○13番（関悦子君） 大変な中の状況だなというふうに察しております。私も何度も図書館に通わせていただきますけれども、やっぱり今までの図書館という雰囲気非常に強烈であり、これだけ注目される図書館になりましたので、皆さんもそういう思いを持っていらっしゃると思うんですけども、何となくやっぱり雰囲気が変わる。人間というのは雰囲気というのはすごく察するということができるんですね、五感がありまして。やっぱり行って楽しいとか、ああ、わくわくするなという雰囲気が何かとても薄れているなというような気がいたします。

図書館長が7月に見えて、非常に期待するところでもありますし、新たな図書館長さんも今までの強烈なまちとしょテラソを引き継いで、より以上に発展させていくということは大変なことなんだろうなというふうには思うんですね。まあ町の私たちも非常に期待するところでもありますし、これだけ小布施の町が、単に栗の町だ、景観の町だというんじゃなくて、図書館もすごいんだぞということで、図書館も視察の一つに入っているという中で、やっぱり期待されているところが多い中で、最近、ああ、ちょっとどうしたのかなというよ

うな状況が見られます。

今後も新しい図書館長が任期付ということで、同じような繰り返しのないように、すばらしい図書館がそのまま維持でき、さらなる違った魅力をまた新しい図書館長のもとでなっていく、していただくというのがとても希望を持っているんですけども、先ほど教育長がさまざまなイベント、お話しいただきました。そのイベントの中でも、やはりイベントが開始されたのは4月以降という、随分何もやっていないというわけではないんですけども、何か寂しさを感じる数カ月だったなというふうに思うんですけども、その点に対しては私は一般質問というより要望みたいになってしまうんですけども、その点について人事の配置というものが、全く正職員がいらっしやらないという中で非常に懸念するんですけども、その点については今後はこのような正規職員じゃない方たちとともにやっていくのか、それともその点についてはどのように変えていこうという案があるのかについてちょっとお尋ねをしたいんですけども。

○議長（関谷明生君） 竹内教育長。

○教育長（竹内 隆君） さまざまご指摘、ありがとうございます。ちょっと今、図書館事業がやや停滞気味ではないかというご指摘につきまして、私どももそういうことのないように進めているところではございますが、現実の中で館長不在といえますか、兼務でございしますので、そういった点でも、町民の皆様にも、あるいは議員の皆さんにもそういう点、そんな感じを持たせてしまったことを申しわけなく思っております。

職員につきまして、臨時職員、あるいは正職員というような区分はございますけれども、臨時職員とはいっても、とてもみんな意欲を持って、私どももいろいろな話をしながら進めているところでございます。ミーティングも重ねながら進めているところでございまして、正職員が不在のところにつきまして、100%というところは難しいんですが、カバーできているというように思っていますので、よろしく願いいたします。

それから、やはりそうはいっても館長、それからさまざまな運営計画、その他正職員も必要な大事な職務でございまして。関係のところ十分に話をしながら、きちっとした体制をつくって、さらにまた発展する図書館を目指してまいりますのでよろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（関谷明生君） 以上で関悦子議員の質問を終結いたします。

◇ 渡 辺 高 君

○議長（関谷明生君） 続いて、3番、渡辺高議員。

〔3番 渡辺 高君登壇〕

○3番（渡辺 高君） おはようございます。

通告に基づきまして質問をさせていただきます。

平成23年6月議会において、小布施町には公認のマレットゴルフ場がないので各種大会が開催することができないということで、マレットゴルフ場の整備をしてほしいとの質問に対し、当局より、公認のマレットゴルフ場については既存の活用を前提に、総合公園周辺に新たなコースを検討するとの回答をいただきましたが、この点につきまして以下の質問をさせていただきます。

マレットゴルフ場の新設に関し、2年が過ぎましたが、今まで誰がどのように関与し、どのような手法で検討してきたか、またその検討に関して今までの経過を説明していただきたい。その結果、現在どのようになっているかもご説明していただきたい。

次に、マレットゴルフ場の新設に関して、町長はさきの選挙公約に上げており、また私が参加した東部コミュニティ会場での議会報告会においても、参加した町民の皆さんからマレットゴルフ場を建設してほしいとの強い要望が出されています。高齢者の皆さんが健康で暮らせる環境づくりも大切です。マレットゴルフ場のような多くの高齢者の皆さんが気軽に誘い合って参加できるスポーツ施設の設置は早急に行うべきではないでしょうか。このことを通じて、高齢者の皆さんの病気予防、健康維持に貢献することも十分考えられます。町長のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（関谷明生君） 畔上リーダー。

〔地域創生部門グループリーダー 畔上敏春君登壇〕

○地域創生部門グループリーダー（畔上敏春君） 渡辺高議員のマレットゴルフ場についてのご質問にお答えいたします。

マレットゴルフ場の整備につきましては、議員ご指摘のように、平成23年6月会議の議員のご質問に、既存の施設を活用することを前提に、周辺への新たなコースの設置を検討しているとお答えをしています。また、平成23年12月会議の渡辺建次議員のご質問に、飯田・大島共有地の活用も考えられるが、トイレの設置等の施設整備も伴うため大規模な工事になってしまうこと、土地所有者の協力が必要であり、将来に負担が及ばないよう地域の皆さん

のご協力をいただきたいとお答えをしております。

その後の取り組みについてということですが、まず小布施町マレットゴルフ協会の方々とお話をし、まずは現コースの中のグリーン上にカップをふやしていこうということになり、18ホール中9ホールに新たなカップを設置し、実質的に27ホールとしてご利用をいただけるようにしました。

なお、マレットゴルフ場の現在の利用者数は、平成23年度7,489人、24年度は6,284人と、数値だけ見れば減っている状況となっております。

ご質問の施設を新たに整備するとなると、マレットゴルフ協会の皆さんを初め、多くの皆さんに既存の施設も含めて実際にご利用いただけること、施設の管理等にご協力いただけることなどが大切になってまいります。改めてマレットゴルフ協会の皆さんから意見を伺っていきたいと思っております。

また、用地につきましては、以前より候補地として上がっています小布施総合公園南側の飯田・大島区有地につきましては、ことしに入り、地元の方より期間限定で駐車場用地として無償でお借りすることができ、春の連休から運用をしているところです。今後、さらにお話を進め、用地のご協力がいただけるようであれば実施に向けた取り組みをしてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（関谷明生君） 渡辺高議員。

○3番（渡辺 高君） 私の質問は、36ホール、県大会ができるようなゴルフ場をつくっていただきたいという質問なんですが、その答えはどうなっていますか。

○議長（関谷明生君） 畔上リーダー。

○地域創生部門グループリーダー（畔上敏春君） 先ほど答弁をさせていただきましたように、36ホールという面積になりますと大分大規模な面積になります。そうしますと、先ほどお話をしました飯田・大島の区有地のところが候補としてなってくるかと思しますので、今後、それに向けて地元の方々とお話をして検討を進めたいと思っておりますので、よろしく願いします。

○議長（関谷明生君） 渡辺高議員。

○3番（渡辺 高君） その計画は今どのぐらい進んでいるんですか。

○議長（関谷明生君） 畔上リーダー。

○地域創生部門グループリーダー（畔上敏春君） 計画につきましては、これから地域の皆さん



んとお話をする中で、ご了解を得られなければ実施に向けてのコースどりとかできませんので、これからの計画の策定になってまいります。

以上でございます。

○議長（関谷明生君） 渡辺高議員。

○3番（渡辺 高君） 次に、町長に1つお尋ねします。

町長の選挙公約と申しますか、平成24年11月29日、良友会会報にありました町長の公約、マレットゴルフ場を見直すというのを書いてあったんですが、それはどのようにして見直しされている予定ですか。お聞きしたいと思います。

○議長（関谷明生君） 市村町長。

○町長（市村良三君） 基本的には今、畔上リーダーが答弁したとおりであります。私は非常に残念なのは、私がこの職に就任させていただいたころ、9,000人とかご利用いただいたんですね。これが毎年減っているということが、そのときも1万人ぐらいがめどだねみたいな話もさせていただいたんですよね。ですから、これはもうなれているから書くのが面倒だという理由もあろうかと思えますけれども、やっぱり一つの力としてぜひこれはお進めをいただきたいということが一つあります。

それから、今のマレットゴルフ場のところには、何回もお話をしていますけれども、トイレがございませぬ。あそこを有効に利用することができないのかな。例えば、土手の上に桜堤にもう1コースとかです。そういうことができないのかとか、あるいはこれから始まりませぬけれども、立ヶ花の工事の掘削の土を持ってきて狭間地を埋めるという工事が始まります。そこへいきますと大きいものができるなとか、それからさっき畔上リーダーがお話をしました松川端の有効活用を皆さんともう少し話をしていくというようなことで、いろいろなことが考えられるし、案として浮かんでいきます。ですから、この方向で一言というふうには決められないという今は状況です。ただ、私自身もご高齢の方が本当にマレット、ふえていただければ、自分でお約束したことです。忘れていたのでは全くありませんし、その方向でいきたいというふうに思っているところです。

以上であります。

○議長（関谷明生君） 渡辺高議員。

○3番（渡辺 高君） 今、町長が、利用者が減っているというようなお答えでしたが、これは健康づくりを進める観点から、利用者をふやす方策を町でも考えていただきたいと、このように考えますが、いかがでしょうか。

○議長（関谷明生君） 市村町長。

○町長（市村良三君） そういうことも含めて、マレットゴルフ協会の皆さんとよく話し合っ  
ていきたいというふうに思います。よろしくお願いします。

○議長（関谷明生君） 以上で渡辺高議員の質問を終結いたします。

---

◇ 小 淵 晃 君

○議長（関谷明生君） 続いて、一括質問方式で届け出のありました10番、小淵晃議員。

〔10番 小淵 晃君登壇〕

○10番（小淵 晃君） 質問に先立ちまして、一言御礼を申し述べさせていただきます。

過ぐる5月8日の町会議におきまして議長職を退任いたしました。浅学非才の私が2年間もの長きにわたりその職を務められたのは、議員の皆さん、町の理事者、職員の皆さん、そして小布施町1万1,300余名の方々のご協力があってからであります。心より感謝申し上げます。ありがとうございました。

よって、一般質問は2年ぶりになるわけではありますが、2項目にわたって質問をさせていただきます。

まず、第1に文書館の拡充であります。

過ぐる4月24日に、この役場庁舎の3階の旧図書館跡に町の文書館が開設されました。この文書館は、長野県においては松本市、長野市に続く3番目であります。また、全国的に見ましても、町村レベルでは群馬県の中之条町、栃木県の芳賀町、そして沖縄の北谷町に次ぐ4番目の開設であります。まさに歴史と文化の町小布施、それにふさわしい開館だと思います。

この文書館には、昭和29年に旧小布施町と旧都住村が合併をいたしました。そのときに持ち寄られた公文書並びにそれ以降、58年間にわたるきょうまでの町の貴重な公文書を保管、保存することになっております。また、町内の各自治会、あるいは個人のお宅に保管されている古い文書、古文書の散在を防ぐためにも、この文書館に収集、保存されるわけでありませ

す。  
考えてみますと、平成21年の3月議会において、当時の金田茂議員より、文書館を図書館跡にという提案がありました。以来、平成24年4月から文書館検討委員会が設置され、十数回に及ぶ会議並びに先進地の視察を経て、本年度の4月1日より町文書管理条例が施行され

たことは皆さんもご存じのとおりであります。

このような経過を踏まえて、4点にわたって提案をさせていただきます。

まず、第1としまして、個人のお宅で保存されている古い文書、古文書であります。散在する原因は、住宅を新築する際に取り壊す、あるいは土蔵を改築する際に取り壊す等々のときに処分されるものが最も多いと考えられます。それには、文書館関係者だけに頼るのではなく、それぞれの地域に家屋の解体、土蔵の解体等々の情報を素早く把握できる、そのような立場のネットワークが必要だと私は思うわけであります。その機能として、各地域に、仮称であります但調査員、あるいはサポートメンバーという方々を委嘱し、絶えず文書館の皆さんと連絡をとりながら対応していくのがよろしいのではないかとというのが第1の提案であります。

続きまして、文書館はご承知のとおり役場の3階にあります。その2階は何があるかといいますと、調理室であります。調理室というのは火を使うのが主なる仕事であります。大切な歴史的古文書を失ったら復活できないのであります。この世に2つと同じものがない、それを火を使う上に置くこと自体、私はそのセンスに疑問を感じるわけでありまして、早急に調理室はよそへ移していただきたいと、こんなふう思うのであります。

続きまして、文書館といいますと、どうしても町民の方にとっては利用がしづらい場所があります。よって、現在、古い写真を展示いただいております、大変好評であります。これからも古い写真とか古地図、あるいは古いチラシ等々、目に訴えるもの、視覚に訴えるものをやはり優先的に展示していただき、多くの方の入館をいただける、そんな方向を積極的に取り入れていただきたいと思うのであります。

4点目です。せつかくの県下で3番目の文書館、多くの方に親しみを持ってご利用いただけるように、どうか愛称等々を公募いただき、住民の方々に親しんでいただける、そんな施設になることを心から願うわけであります。

続きまして、2項目めの提案に移らせていただきます。

緑化木の頒布会に香りのある木、香りのある花の木をという提案でございます。

ことしも4月6日に役場の駐車場、それから6次産業センターの庭でそれぞれ緑化木が頒布されました。毎年好評でありまして、希望してお見えになっても品物が終わってしまうというような、そんな現象を私もずっと見せていただいております。

配布いただける花木はドウダンツツジ、あるいはブルーベリー、ナナカマド、シャラ、ハナミズキ、ミツバツツジ等々、それぞれの家庭の庭に植えられる、また管理がしやすいとい

う花木に配慮いただいております、この町の緑化に大きく貢献していることを高く評価をしているものであります。しかし、もう少しグレードアップして考えるならば、早春の春先にロウバイやジンチョウゲの香りがあちこちから漂ってまいります。また、梅雨時にはクチナシの花の香りがどこか遠くから漂ってきます。また、秋になりますと、キンモクセイの、あるいはギンモクセイのほのかな香りが届きます。町の中に花の美しさ、これもうんと大事であります、その裏にやはり香りが漂う、そんな町並みも新しい小布施の魅力として発展するのではないかと、こんな思いで2項目の提案をさせていただきました。どうもありがとうございました。

○議長（関谷明生君） 市村町長。

〔町長 市村良三君登壇〕

○町長（市村良三君） 皆さん、おはようございます。おはようございますというにはちょっともう11時でございますけれども、傍聴の皆さんも早朝からお忙しい中をおいでいただきまして、ありがとうございます。

小淵議員の、先ほどご挨拶いただきましたけれども、私からも一言、2年間の長きにわたって議長という重職を本当にお務めいただきましてありがとうございました。2年ぶりに格調の高いご質問をいただき、大変うれしく存じます。

まず、文書館に対するご質問についてお答え申し上げます。

ご案内のように、文書館には、図書館や美術館のように法律でその運営に関して審議を行う協議会を設ける規定はございません。けれども、町は先般、議会でお認めをいただきました公文書管理条例に基づき、公文書や古文書の適正な管理と活用を図るために公文書管理委員会を設け、5人の委員の皆さんを4月1日付でご委嘱をし、先日第1回目の委員会を開催をさせていただきました。

この委員会は、第三者期間として主に制度面に関してのチェックをいただく附属機関でございます。このように、文書館は制度の上では、制度面は整えることができましたけれども、開館したばかりでございまして収蔵品などが少なく、施設としてその内容はまだまだこれから充実していかなければなりません。歴史資料については、条例において町民の皆さん共有の財産と位置づけておりますので、文書館の運営面の充実については町民の皆さんとともに考え進めていきたいというふうに考えております。

特に、町内に現存する古文書の保存、これはなかなか散逸の危機にあります。その保存と活用については、郷土の歴史に詳しい町民の皆さんからの情報やご提言が不可欠であります。

議員ご指摘のように、サポーター組織、あるいは発掘をしていただく方々、そういう組織を設けて、町民の皆さんとともに文書館の運営に努めていくということが今後の館の充実に結びつくことだと考えております。

今、準備を進め始めましたけれども、10月をめどにこれを立ち上げて、動いていけるように検討をしていきたいというふうに思っております。メンバーは公募や推薦など、あるいは地区ごとにとこのようなこともありましようけれども、文書館のほうから依頼を申し上げて組織づくりをしていきたいというふうに考えております。議員の皆さんも、ご自身、またこの方はどうだということでご推薦をいただきますようお願いを申し上げます。

次に、保健センターの調理室の移転ということであります。

文書館の適切な管理運営上、階下にある保健センター調理実習室での火気使用に伴う火災などの心配は確かにございますし、二、三の方からご指摘もいただいております。現在、調理実習等が行われる施設としては、保健センターのほか、北斎ホールと健康福祉センターの2カ所がございます。特に健康福祉センターについては、3つの施設中最も新しい施設であり、調理実習についても3施設の中で主力に使用されております。今まで保健センターで行っていた事業も、健康福祉センターにて開催されることが実際は多くなってきております。貴重な古文書や公文書を将来にわたって安全に保管するため、現在保健センターを使用されている団体の皆さんとよく相談をして、なるべく早く北斎ホール、もしくは健康福祉センターで開催できるように改善をしております。よろしくお願いたします。

次に、3番目のもっと親しみやすくというようなお話でありますけれども、文書館の開館にあわせて、古文書のほか、きょうも傍聴にお見えをいただいておりますけれども、横町の内山家様より、昭和初期までのガラス乾板130点余りをご寄託いただきました。その一部について、開館記念の特別展示として現在文書館にパネルで展示させていただいております。当時の町なかの景観や風俗などを伝える貴重な資料として、来館者の皆さんから大きな反響をいただいております。この展示をきっかけとして、町民の皆さんから新たに同時代のガラス乾板の寄託の申し出をいただくなど、その広がりが見え始めているところであります。

文書館では、閉架書庫による保存が主となりがちな上、公文書や古文書については専門的であって、一般の方からはなかなか親しみづらい面があります。ご指摘のように、町内に残る古い写真や地図、刊行物などを収集し、展示、公開していくことは重要であると考えております。先ほどのご質問のサポーターの皆さんなど、町民の皆さんからの情報をいただく中

で進めていきたいというふうに考えます。

また、先日、これは小淵議員もご参加いただいたと思いますが、開催をしました開館記念事業、講演がございました。横浜国立大学の多和田先生、長年小布施町にかかわっていただいておりますけれども、この多和田先生から、「小布施の歴史資料からみえてくるもの」と題して、大変に素晴らしいご講演をいただいたところであります。1つの古文書からさまざまな情報を読み取ることができ、例えば先般のお話がそうでありましたように、小布施栗に関しても歴史的なストーリーを読み取ることができる、そして先人の知恵に触れることができる、それを今後の栗の物語、ひいてはまちづくりに生かしていくことが可能となるというふうに私もよく理解ができました。

このように、古文書から見えてくるさまざまな情報をわかりやすく専門家の皆さんによってパネル解説をすとか、そういう方法も実は大変有効なことではないかというふうに考えておまして、今後取り組んでいきたいというふうに思っております。

それから、4つ目の愛称の検討をということでございます。

小布施町文書館という名称については、平成22年度から、先ほどご質問でありましたとおり、そのあり方をご協議いただいてきた文書館検討委員会や文化財保護審議会の皆さんのご意見をいただく中で決定をさせていただき、3月議会でお認めをいただいたものであります。より親しみやすい施設として愛称をとということであり、ご指摘のとおりであるというふうに思います。

文書館については、全国的にもその数がまだ少なく、町内においてもまだまだその知名度が小さく、町民の皆さんの利用もこれからという状況であります。まずは先ほど申し上げたようなさまざまな事業を行っていく中で、親しまれる施設としての展示や情報を提供させていただくことに努めて、町民の皆さんに文書館というものが浸透していく状況を見ながら、施設にふさわしい愛称をつける状況が整えば、条例改正などを含めて必要な対応をとらせていただきたいと、こんなふうに考えております。

以上であります。

○議長（関谷明生君） 八代総括参事。

〔地域創生部門総括参事 八代良一君登壇〕

○地域創生部門総括参事（八代良一君） 私のほうからは、緑化木頒布会に香りのある木も頒布したらどうかというご質問に対して答弁を申し上げます。

緑化木の頒布会は、花や緑のある潤いのある生活環境を守り育てようという趣旨のもと、

毎年4月に開催をしております。今、自治会のほうを通じてお願いをしておるんですけども、緑の募金をお願いしているんですが、その取りまとめをしております緑化推進協議会のほうから、そこからまた配分されたお金、これを原資に、ことしは議員もおっしゃるとおり、アメリカハナミズキですとかシャラ、ドウダンツツジ、あるいはミツバツツジ、ブルーベリー、ナナカマドの6種類、300本ほどをお配りをさせていただきました。頒布会においでになった皆さんからも、こんな花木が欲しいというようなご要望もいただいております。また、議員ご提案いただきました香りのあるロウバイですとかジンチョウゲ、あるいはクチナシなどの花木などを含めまして、やはり町民の皆さんのご要望の多い花木についても今後配布できるようにしてまいりたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

○議長（関谷明生君） 小淵晃議員。

○10番（小淵 晃君） 町長には親切な答弁、ありがとうございます。

緑化木の関係について再質問をさせていただきます。

今の答弁の中には、香りの木を希望のあった方と同じ程度の発想で受け入れるとしか私は理解できないわけであります。私はそうではなくて、香りの木がもう必要なんだと、何が何でも導入していこうという、そういう思いがあるかないかをまずお聞きしたいと思います。

○議長（関谷明生君） 八代総括参事。

○地域創生部門総括参事（八代良一君） 小淵議員のご質問は、香りのある木が一つのまちづくりを提案できるんじゃないかというようなご質問だと思いますが、それはまさしくそのように考えております。

○議長（関谷明生君） 小淵晃議員。

○10番（小淵 晃君） 緑花木の際に配布する、頒布するには、一朝あるいは1年にして何やそろうとは思えないわけであります。それをそろえるには、具体的に苗木業者なり、どういうふうにルートでやっておられるか私は存じませんが、事前にこういうのをぜひ何本ぐらい、あるいはキンモクセイ何本ぐらいとか、あるいはあれは何本とかという、そういうやりきちっとした手続をおとりになるんだと思いますが、その辺はどんなふうにお考えなんですか。

○議長（関谷明生君） 八代総括参事。

○地域創生部門総括参事（八代良一君） 今、緑化木の頒布の中では、一応事前に森林組合等を通じて苗木の見積り書をいただいております。それと予算ですとかそういったものを考慮しながら、その年に配布する苗木、これの本数等々も決定をしていくというように進めてお

ります。

○議長（関谷明生君） 以上で小淵晃議員の質問を終結いたします。

---

◇ 小 林 一 広 君

○議長（関谷明生君） 続いて、2番、小林一広議員。

○2番（小林一広君） おはようございます。

通告に基づきまして質問をさせていただきます。

まず、定住促進は町にとって非常に重要な課題でございます。その辺の話し方に非常に迷いましたけれども、少しずつ説明させていただきます。

定住促進により小布施に来られる方を素直に受け入れることができる層とそうでない層と分かれるのは自然かと思われまます。説明不足、理解不足のために強力な反体制勢力が起きてしまうと、小布施にはマイナス要因になってしまうのではないかと考えております。そのようにならないことを望みます。ちょっと最初の質問と表現、若干違いますけれども、言っていることは同じなので言わせていただきます。

まず、町長の6月会議の冒頭挨拶もありましたが、重点施策として定住促進に対する取り組みは非常に理解していることを前提にお話しするのでありますが、そういう意味で、昨年行われた若者会議は非常に私は意味があると思っております。一言では言えないのですが、小布施の度量、魅力を情報発信できたのではないかと考えます。若者会議を評価しない人もいますが、この会議自体が何をつくり出すかはまだ未知数だと思います。このことがきっかけで新たな小布施町に興味を持った、引かれた若者は確実にあらわれております。サマースクールのことし行われるH-LAB、これはまさしくそうだと思っております。そういう輪が広がった結果であります。これもまた未知なる可能性を秘めた企画であると考えております。当然海外への情報発信はかなり強力ではないかと考えております。

町の中では、町長は外を見過ぎではないかという声も聞きます。が、中見ずして外が見えるとは思いません。また、外見ずして中が見えるとは思いません。そういう意味で、トップセールスをまさに行っているわけで、我々もそのことに対しては理解する努力は当然必要であると思っております。

そういう意味で、起業家の誘致と支援では、少ない情報の中での予算審議となってしまう



ました。議員の中にはかなりきつい質問も3月会議では出されました。私は、定住促進に対する策は当然必要だと思っていますし、やるべきと考えております。しかし、理解するには説明、情報が不足していたのではないかと思います。例として取り上げるにはちょっと的外れかもしれませんが、少ない先進国の中で人口増が見込まれる国があります。それはアメリカ合衆国です。それは何か。そこにはアメリカの経済力、文化的なこと、学術的なこと、政治的なこと等々、世界をリードする魅力、可能性があるからではないでしょうか。

惜しいことに、日本は受け入れ対策ができていないため、人口は減少していく傾向にあります。国と町では違うように思われますが、小さな市町村の集まりが県であり、国をつくっています。ここで小布施の魅力を出していかないと、確実に近い将来、人口が1万人を下回ることが予想されます。そういう意味で、小布施は町民力のような人的なこと、行政的サービス、まちづくり、景観等々、あらゆる面で魅力を発見し、つくり出し、情報発信していかねばならないと考えます。定住促進政策は必要かつ有効的な政策であると考えます。

しかし、私が心配するのは、施策政策がととてもすばらしくても、小布施の方に理解していただかなければ意味がありません。受け入れ側としての姿勢、心構えも非常に大切で重要な要素となります。

話はまたちょっとそれるかもしれませんが、何年前に江戸川大学の鈴木輝隆教授が第6コミュニティでワークショップを行いました。内容は簡単な内容でした。グループ分けし、ただ単純に人の悪いことは一切書かず、よい点、褒められる点だけを書き入れてくださいという内容でした。それだけで人を見る見方が変わる自分に何か不思議を感じました。人それぞれ長所、短所、いろいろあります。やはり悪い点ばかり見ていると、その人を好きになれません。よいところを大いに見つけてやり、その人を伸ばすことは非常に大切と考えます。

新規企画、定住促進、トータルコーディネート、起業家の誘致と支援。定住促進政策は町外から小布施町に来ていただき、定住していただくことが重要な内容です。起業で来られる方は、当然失敗する勇気も持っていただきたいと思います。また、我々小布施の人は、失敗を許す勇気も必要と考えます。互いに切磋琢磨し、お互いが成長することが必要と思います。また、逆に小布施の人は、小布施を飛び出し、見聞を広めることはまた重要な要素です。来られる方の生活環境により、価値観、物の考え方、見方、生活習慣等々、人それぞれ違います。本当の小布施人になるには相当の時間が必要です。自分のふるさとを出て小布施を新たなふるさとにする人の気持ちを理解することは非常に大切です。小布施にお嫁に来られる方も一緒です。地域で温かく迎えたいものです。そこで、受け入れ側の姿勢も考えながら、次

の内容についてお聞きしたいと思います。

新規企画、「起業家誘致と支援」は附帯決議が出されていますが、今どのような進め方をし、どのような状況でしょうか。

業務委託を成功報酬にするつもりはないでしょうか。

ちょっと私の理解不足で、質問ちょっと変えますけれども、変えるというか、1つ削りますけれども、コンサルタント業務を委託し、誘致企業が見つかったとしても、こういう方法で果たして住民が素直に受け入れるのでしょうか。

もっと小布施にお住まいの方を信頼し、小布施町全員方の英知をおかりし、誘致活動を展開したほうがいいのではないのでしょうか。住民の方の全員の危機管理の共有につながると思います。また、問題意識を持っていただけだと思います。このように予算を使うのであれば、住民の方にも誘致していただいたときに謝礼等、問題のない形で住民の方にお支払いいただければ、また情報料のそういう方法をとれば、情報量が相当以上に広がるのではないかとこのように考えます。

ここで、一応690万ってなっていますけれども、これすみません、540万に訂正です。すみません。

540万円の報酬が使えるとしますと、仮に住民の方に成功報酬として出した場合、20万と仮定した場合には、27人、27企業の可能性が出てきます。住民の方の情報をいただければ、受け入れのほうもスムーズにいく可能性が高くなります。このままでいけば、1件で540万円の結果にしかならないことも考えられます。ゼロの可能性すらあります。

また、質問の中でも言っていますが、小布施町住民の受け入れ側の姿勢をどのように感じているか、また何を期待するのか、ご答弁をお願いいたします。

○議長（関谷明生君） 久保田総括参事。

〔行政経営部門総括参事 久保田隆生君登壇〕

○行政経営部門総括参事（久保田隆生君） それでは、小林一広議員の小布施が魅力ある小布施町であるための質問にお答えいたします。

最初に、質問全体に対する町の考え方でございますが、ことし3月に国立社会保障・人口問題研究所が公表しました日本の地域別将来推計人口によりますと、日本の総人口は27年後の西暦2040年、平成52年に1億700万人余りとなりまして、平成22年と比較いたしまして2,000万人、16.2%の減となります。長野県、小布施町も同様に人口が減少いたしまして、小布施町の平成52年の推計人口は7,817人で、平成22年と比較しますと3,255人、29.4%の

減となります。年代別に見ますと、平成22年の人口に比べまして、14歳以下の人口は約半数の756人、15歳から64歳の人口は約6割の3,717人に減少する。この一方、65歳以上の人口につきましては、町民全体の4割以上を占める3,344人と増加すると推計をしております。

こうした人口減少と逆ピラミッド型の人口構成の変化は、生活、生産活動の縮小によります地域経済の減退やまちづくりを支えます自治会、コミュニティなどの地域の活力の低下をもたらすことが予想されます。さらに、税収の減、社会保障費の増大などから町の行財政運営に多大な影響を及ぼすことも懸念されております。地方のほとんどの市町村がこうした状況に危機感を持ち、まさに自治体としての生き残りをかけまして、若者の転入促進などさまざまな定住促進施策を展開してきております。

若い世代が転入し、町で暮らす若者がこの町に住み続けていくには、その町に住んでみたい、住み続けていたいと思う魅力ある町であることが必要であります。当小布施町は、行政と住民の皆様が一体となりまして築き上げてきました協働のまちづくりの歴史があります。こうした難局を乗り越えて、輝きを保ちつづける魅力を持つ町であると思うものであります。

また、当町のまちづくりは、町外の人との交流を大きな糧としてまいりました。人としての魅力を感じてのつき合いは、文化や経済交流につながり、町のさらなる発展をもたらしたものと思われまます。小布施に魅力を感じ、可能性を信じてまちづくりに参加いただける方々の力を最大限おかりすることで、定住促進施策等の一層の充実、強化が図れるものと思うものであります。たった今ということだけでなく、20年、30年先も小布施という地域が輝きつづけていくためには、新規就農や起業などの施策に全力で取り組んでいかねばいけないと考えております。

それでは、1番目の質問にお答えいたします。

起業家の誘致、支援を初めとした定住促進につきましては、昨年プロジェクトチームの反省を踏まえ、推進体制を見直しました。産業振興グループに定住促進係を新設し、移住や新規就農の窓口とし、学生、若者との連携、交流や施策の総合調整を行う行政改革グループとともに、中心的に定住促進を推進するものであります。全ての部門、グループの所管に係る事項の充実が魅力あるまちづくりには不可欠でありますから、ほかの部門やグループとの情報提供と連携を密にいたしまして、管理職も含めた役場組織全体で定住促進に取り組んでまいり所存であります。

起業関連予算につきましては、慎重な事業執行と委託料の圧縮と選定基準の明確化との附帯決議をいただいておりますが、現段階では、現在起業支援業務の委託は行っておりません。

これは昨年の状況を踏まえまして、委託先の選定について慎重に行っているところであります。起業を支援する専門的な知識と能力、信頼のおけるネットワークが不可欠と考えておりますので、早急に委託先を模索しつつ、支援策を構築してまいります。なお、選定基準とまではいなくても、小布施町のまちづくりに資する起業家であることを選別できる、そういった能力は必要であると考えております。

2つ目の業務委託料を成功報酬にするつもりはないかのご質問についてですが、現在ではそういったことは考えておりません。やはりこの成功というものがどういった状況を示すかというものも非常に難しいと考えるからであります。仮に誘致に成功いたしましても、問題はその後でのそういった方のいろいろな生活のあり方、あるいは事業の成否でございまして、仮に2年から3年で事業等がなくなった場合に、それが成功であったかどうかということとは非常に難しいところであると思うからであります。しかしながら、成功の一定の基準を設けまして、いわゆる出来高払い的に報酬とすることで、委託する業務への取り組みが一層成果が出るものということも考えられますので、こういった委託した場合の結果も踏まえまして検討していきたいと考えております。

3番目、4番目は一緒ということで理解しております。起業家誘致については、知識と能力、ネットワークを兼ね備えた業者に業務を委託するという方法も一つの手段であると考えております。この際、非常に大切なのは、業務内容が対人でありますから、小布施のまちづくりを十分理解していること、町の定住促進と起業家誘致等の基本的な方向性にに基づき活動することが求められると考えております。

ただ、現在、いわゆる起業家誘致等の基本的な方向、基準、いわゆるどういった事業内容であるのか、あるいは地域とのかかわりはどうあるべきかといった、そういった詳細については現在定まっていないのが実情であります。こうした方向性や基準等については、今後、産業関係では商工会、あるいは各種関係の皆様、町民の皆様から意見等を求めて定めていくことが必要だと考えております。そういった方向に基づいてそういった企業誘致をする方が活動することで、町民の皆様の信頼をいただけるものと考えております。

自分たちが暮らす町の将来を最も気にしていらっしゃるのは、今議員ご質問のとおり、町民の皆さんでございます。町民の皆さんの力をおかりして誘致活動を展開すべきとの提案、大変ありがたく思っております。定住促進に向けた体制は、先ほども申し上げましたとおり、現在、役場内の組織でありまして、誘致について一定の能力、知識、ネットワークを持った業者の委託も一つの方法と考えております。役場組織も全庁なものとしておりますので、ま

ず役場組織、職員みずからが起業関連の情報収集に努め、積極的に起業家の集まりに出かけるなど、取り組みを強化してまいりたいと思っております。

ご提案の町民の皆様の企業誘致への依頼につきましては、今のところは考えておりませんが、先ほども申し上げましたとおり、基本的なその起業家誘致の方向性、基準等詳細を定めた際には、何らかのご協力を依頼することも可能ではないかと考えております。そういった際には、どういった町民の方々にどういった内容の協力を依頼できるか、またご提案のあります協力いただいたことに対する御礼をどうするのか、こういったことも定めておく必要があると考えております。これからの取り組み、あるいは既存の制度や定住促進施策と照らし合わせまして検討していきたいと考えております。

5番目の町民の方の感じですか、それをどう考えているかということでございますが、昨年の取り組みにつきましては、人口維持、あるいは農業振興という、小布施町が40年前にも取り組んできましたいわゆる国家レベルへの挑戦とも言えるものでありましたことから、いわゆる別格のスピード感、力強さが必要と認識した上でのさまざまな活動があったと思われまます。しかし、こういったスピード感、力強さというものがややもすると拙速さや強引さとして感じられた面があったかとも思います。事務事業の遂行に当たりましては町民の皆さんのご支援、ご協力が必要であります。そういったものにつきましては、事前の十分な説明と理解が大切だろうと考えておりまして、段取りや手順の大切さとスピード感、力強さから感じるいわば違和感とも言えるべきものの調整をいたしまして、接点を見つけていくことが必要であったかと昨年の場合は考えております。

町の主役はあくまで町民の皆様お一人お一人でありますので、今申し上げましたスピード感、力強さ、あるいはそういったことを引き続き意識しつつ、定住促進の施策が皆さんのご理解をいただけるように進めていかなければいけないと考えております。

以上であります。

○議長（関谷明生君） 小林一広議員。

○2番（小林一広君） 住民の方に十分理解、説明をしていただけるという姿勢はよくわかりました。

この3月に予算を決めましたけれども、そのときには起業支援業務を委託する業者が決まっていたのではないかと思いますけれども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（関谷明生君） 久保田総括参事。

○行政経営部門総括参事（久保田隆生君） 予算上ありますいわゆる540万円のうち、300万

につきましては、いわゆる定住促進等に関して働いていただける方ということで、その場合、今回、職員の方とか会社の方が1人おいでになっていますが、その方との契約を一応済ませております。540万のうち240万円につきましては、いわゆる起業家の方と町を結びつけるということで、お願いをするということで予算計上してございますが、先ほど申し上げましたとおり、現在そういった方につきましては慎重な対応をしていくということで、今、起業家の方をいわゆる探しているというか、そういった状況でございます。

○議長（関谷明生君） 小林一広議員。

○2番（小林一広君） 3月の議会で大分きつく質問をされております。今お聞きすると、一旦は頼んだけれども、今は何か白紙のような感じを受けます。やはり優秀な方だと思って委託したのであれば、私もこの質問の中で言いましたけれども、その人のやはり素晴らしい点をもっと評価して、最初の計画どおり委託できるところは委託してもいいのではないかと思いますけれども、どうですか。

○議長（関谷明生君） 久保田総括参事。

○行政経営部門総括参事（久保田隆生君） 本来であれば、4月から今申し上げた起業家の候補の方、あるいは町を結ぶそういった方を早く見つけて委託すべきところではありましたが、昨年プロジェクトチームの中でもいろいろと活動等を反省というか、状況の中で、1回全て白紙というか、戻しまして、今の小布施町の役場組織等の中で、どういった方が最も町として委託するのにふさわしいかということ白紙に戻したわけでございます。

そうした中で、今申し上げましたが、非常に申しわけないんですが、なかなか起業家誘致というのは難しいものがございまして、どんな方でもいいかという、あるいはどんな事業内容でもいいかという、これも非常に難しいわけですね。ただ、そうはいいまして、やはりそれは進めていかねばならないということで、早急にそういった今申し上げた一定のその起業家誘致に関する方向性、基準というのをやっぱり定めた中で、そういうことの中でどういった方が最も適しているかということをやったり考えなければいけないということでございます。

昨年の契約はあくまで昨年の契約でありますので、全てその方がいいとか悪いとかじゃないんですが、一旦その方も含めた中で、やはり今後どういった方が最も適しているかということは早急に考えていきたいと思っております。

○議長（関谷明生君） 小林一広議員。

○2番（小林一広君） やはりその3月会議の質問が原因だったとすると、我々議会に対する

説明もなさ過ぎたのではないかと。我々も判断する情報がやっぱりなかったと。それは自分で情報をとりに行くということも必要なんですけれども、やはり行政の方、理事者の方、大勢で皆さん事業をしております。そういった中で全ての情報を我々が把握するのは非常に難しいと思います。もっと早い段階でその辺の情報の開示というのはできなかつたのでしょうか。

○議長（関谷明生君） 久保田総括参事。

○行政経営部門総括参事（久保田隆生君） 基本的に、定住促進に係る体制づくり、これを新しい組織をつくって立ち上げて、町長等の挨拶にもありましたが、産業振興グループに係を設けたという中で、具体的に実際に業務の分担は今、産業振興と行革の中で行っているわけですが、そういった役場組織内における一つの整理がやはり若干時間がかかってしまったということもございます。そういった役場内組織における定住促進への体制づくり、組織づくりに少し時間がかかってしまったということもございます。その中でどのように、今委員ご質問のいわゆる委託業務の方を選定していくかということも、次の段階に実は入ってきておるということもございまして、なかなか開示するというか、こういった状況であるということをお示しするまでに至らなかつたということもでございます。

○議長（関谷明生君） 以上で小林一広議員の質問を終結いたします。

ここで、昼食のため暫時休憩します。

再開は午後1時の予定です。再開は放送をもってお知らせします。

休憩 午前11時45分

再開 午後1時00分

○議長（関谷明生君） 再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

---

◇ 渡 辺 建 次 君

○議長（関谷明生君） 順次発言を許します。

12番、渡辺建次議員。

〔12番 渡辺建次君登壇〕

○12番（渡辺建次君） それでは、通告に基づきまして、順次3問を質問させていただきます。

まず、第1問目、犬のフン害解決へと、こういうことです。

最近少なくなったとはいえ、依然として犬の散歩によるふんの放置が散見されますし、また苦情等も聞こえてきます。町としても対応に苦慮されているように見受けられます。飼い主のほとんどの皆さんはきちんとしつけをされ、外部でのふんの放置はしていないと思われませんが、ほんの一部の人々のマナー違反により、一般町民のみならず、飼い主全体が迷惑をこうむっているのではないのでしょうか。

室内犬にとって散歩は毎日必要ですし、排泄も毎日が普通だと思います。犬は本来きれい好きな動物で、自然とつい散歩のときまでトイレを我慢しがちだということです。子犬のころからきちんとしつけをし、私有地内でトイレを済ませてから外へ連れ出すのが理想だと思われまます。多くの方々はそのようにされていると思いますが、ほんの一部の心ない人のために周囲の人が不快感を味わっているというのが現状だと思われまます。

犬を連れて散歩される人の姿もさまざまです。何も持たない人、ナイロン袋や小さなバッグを持っている人、また小さなスコップを持っている人など、何も持たずに散歩されている方はきちんとしつけができていないか、あるいは全くできておらず、排泄物はそのまま放置するタイプだと思われまます。

ナイロン袋等で排泄物を持ち帰られる方も見受けられます。当たり前といえば当たり前かもしれませんが、放置しないというのは立派な行為だと思います。しかし、問題があります。犬は、人間が片づけているところを見ると、まあこれは犬に聞いたわけではありませんが、ある動物病院院長のお話によれば、粗相をしても掃除してもらえる、大丈夫だと思い、散歩中の排泄が習慣化してしまうそうです。ですから、場合によっては、面倒だと思い、そのまま放置してしまうこともなきにしもあらずでしょうか。

小さなスコップを持って散歩される方は、排泄物をそのまま放置するよりはまだましだと思いますが、その場所、この場所で問題ですが、その場所のことです、埋める場所、そこに埋めるか、あるいは周囲の土などをかぶせるわけです。この点に関しては、この質問をするということで、ある町民の方から電話をいただきました。スコップでかぶせるその場所が問題です。他人の土地にふんを埋めるわけです。どんなに深く掘っても不快感は拭えません



し、あくまでも他人の土地なのです。これは自分がされる側になればよくわかることだと思います。スコープは飾りで、ただ持っているだけで、排泄物はそのまま放置ということもあると聞いています。

町では、町をきれいにする条例の制定を考えておられるようですが、犬のふんの放置に関して、その実効性はどうでしょうか。似たような条例を制定した自治体に聞いた限りでは、条例制定の効果はほとんどないということでした。もちろん実効性のある条例制定を予定されているとすれば、まあそれは私としても期待したいところです。

さて、放置されたふん、これをどうすればよいでしょうか。本来は、放置した飼い主本人が片づけるのが筋でしょう。しかし、実際問題、誰々だと個人を追及するのは追及しづらいし、また追及したとしても角が立ちますし、お互い気まずく、住みにくい町になってしまいます。それでも目の前にふんがあるわけで、誰が片づけるのがよいのか。良心的な飼い主もほんの一部のマナー違反の人のための疑いの目で見られるということがあるわけで、連帯責任のようになってしまいますけれども、愛犬家の皆さんに地域ごとにグループをつくっていただき、手分けをして定期的に見回り、お掃除をしていただくのはどうかと思うのです。そのために、飼い主の皆さんによる犬の散歩のあり方検討会を立ち上げるのも一案かもしれません。犬だけに、文字どおり検討する価値があると思うのですが、いかがでしょうか。

以上を踏まえまして、質問事項。

町内の犬の飼育数と、実際に私有地外で散歩をしていると推定される頭数は。

犬のフンが目立つ場所や苦情が寄せられる場所は。

飼い主に対する指導内容や方法、その効果、それらを踏まえての新たな対応策は。ちなみに、ドッグランでの対策とドッグランの増設の考えは。

提案として、散歩可能な場所の限定、地域ごとに飼い主のグループを結成し、お掃除隊として定期的に見回っていただくのはどうかということですが。

○議長（関谷明生君） 中條リーダー。

〔健康福祉部門グループリーダー 中條明則君登壇〕

○健康福祉部門グループリーダー（中條明則君） それでは、渡辺建次議員のご質問、私のほうからお答えさせていただきます。

まず最初に、町内の犬の飼育数と、実際に私有地外で散歩をしていると推定される頭数ということでございます。

平成24年度末で町に登録された犬は614頭です。私有地以外で散歩をしている犬の数につ

いては把握はしておりませんが、大半の方は犬の散歩に公道を利用されているものと推測しております。

次に、犬のフンが目立つ場所や苦情が寄せられる場所ということでございますが、犬のふんが自宅先や路上、あるいは畑などに放置されているというような苦情は、町内全域から寄せられています。ほかにも、鳴き声や放し飼いなどにより迷惑をこうむったとする苦情や相談も寄せられております。

次の飼い主に対する指導内容や方法、その他その効果、それらを踏まえての新たな対応策、ちなみにドッグランでの対策とドッグラン増設の考えはということでございます。

犬を含め、ペットの飼養については、県条例により全県下、飼い主の責任と動物の適正な飼養のために飼い主が遵守しなければならないことが定められております。ふん尿や鳴き声などが他人の迷惑にならないように求められているほか、特に犬については常に係留し、しつけを行うこととされております。町でも定期的に同報無線や町報、隣組回覧等で町民の皆さんにマナーを守って飼養していただくようお願いをしておりますが、なかなか苦情、相談が後を絶たないのが現状です。

こうしたふんの放置や鳴き声、放し飼いなどによる迷惑をこうむったとして町に寄せられた苦情のうち、飼い主が特定できるときは直接飼育状況を確認し、さらに条例に違反する行為が確認される場合には、県と連携して訪問指導を行っております。苦情の原因は一部の飼い主のマナーやモラル欠如から引き起こされていることが大半ですが、ふんについては飼い主の特定は難しく、現時点では全町的に飼育に関するマナーとモラルの向上についての周知を引き続き行っています。

なお、実際にふん害でお困りの方へは、ふんの放置禁止看板の貸し出しを行っており、ある程度の抑止効果はあると聞いております。

次に、ドッグランの関係ですが、小布施総合公園内に設置するドッグラン広場は、町内の方を中心に20名ほどで組織するボランティア団体、小布施ドッグランサポーターズクラブの皆さんのご協力をいただきながら運営しております。施設入り口には、使用に際しての遵守事項、禁止事項を記した看板を設置し、周知を行っておりますが、ドッグランサポーターズクラブの皆さんからも、ご都合のつくときにドッグラン広場において利用する際のマナーの指導をしていただくとともに、定期的に清掃活動等も行っております。

また、ドッグランの増設についてですが、利用の際にご記入いただいているアンケート調査からは、新設についての要望は把握しておりません。当面は現状のままでいきたいと考え

ております。

提案として、散歩可能な場所の限定、それから地域ごとに飼い主のグループを結成し、お掃除隊として定期的に見回っていくことはどうかとの提案ですが、散歩可能な場所の限定に関しては、その強制力の問題や、何より町民の皆さんのご理解が得られるか、かなり実現の難しさを感じます。お掃除隊の結成についても、犬のふんは飼い主の責任において片づけるべきものであり、ボランティアの皆さんの力をかりて片づけるべきものではないと認識をしております。

飼い主のモラルとマナーの向上が図れない限り、こうした苦情が後を絶ちません。このため、犬のふんのみならず、空き缶、空き瓶等のポイ捨てから、不法投棄やごみの適切な管理を行っていただけずに自宅周りに放置される状況に至るまで、これをなくし、町民全員が町をきれいにしていくことを責務として取り組むための条例設置を行いたいと考えています。こうした取り組みは、まずは自分たちの地域は自分たちできれいにしていだけるような環境美化意識の醸成を図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

以上でございます。

○議長（関谷明生君） 渡辺建次議員。

○12番（渡辺建次君） それでは、4点ほど再質問させていただきます。

まず、第1点。ふんの放置した飼い主の特定ができた場合もあったみたいですが、どのようにして特定されたのかね。それで、特定したからの後の対応ですね、条例に基づいて云々言いましたけれども、具体的にはどのように対応されたのか。

2つ目は、犬のふんの放置を禁止する看板が幾つかあられるそうですね、その数とか、どのように使用するのかですね。

それから、3つ目ですか。ドッグランでの説明ありましたがけれども、その犬のふんについて、もう少し具体的に、どんなふう処理されているのか。

4点目は、確かに散歩の道を限定するというのは、私もこれは厳しいと思っています。ただ、狂犬病の注射等のときに、散歩コースを知らせてもらって、最寄りの散歩コースと、それからふんが散見されるような場所とが一致すると、そのあたりね、皆さん、自分の責任かなというふうに思えると思うんでね。コースの記入でしょうかね、そんなのも私は検討に値しないかなと思うんですけども。

ああ、今、4つって言いましたけれども、5つですね、もう一つぐらいですね。

町をきれいにする条例というのね、今考えておられるみたいですがけれども、その条例、先

ほど言いましたけれども、条例をつくったからふんがなくなるかといえば、多分だめだと思うんですね。その辺、何ら厳しいところがあると思います。ですから、私がこういう提案をするのは、本当に半歩でも一歩でも前へ出るというね、それが私は大事だと思うんですね。条例つくったからいいんだというのでは全然進歩がないような感じがするんです。ぜひ飼い主の方々の会を持っていただいて、本当に自分の問題だという形でもっていってもらいたいと思うんですね。

それから、この条例の名称ですね。事ある言葉じゃないですけども、町をきれいにするということは、単純に言ってしまうと町が汚いというようなのが前提にある感じがしてしまうんですね。仮の名前かもしれませんが、別のような条例の名称を私は提案したいと思いますが、以上です。

○議長（関谷明生君） 中條リーダー。

○健康福祉部門グループリーダー（中條明則君） お答えさせていただきます。

ちょっとすみません、私の言い方がまずかったかどうかあれなんですけど、犬のふんについては、特定は難しく、今までちょっと特定されたことはございませんので、すみません。

それから、放置を禁止する看板の数でございますが、ちょっと在庫確認はしてございますが、10ほどは手持ちがあったかと思えます。それで、これについてはあくまで貸与といたしますか、貸し出しをするので、こちらのほうへお手数ですがとりに来ていただいて、ご自分でつけていただくというような形で対応をお願いしております。

それから、ドッグランにつきましては、一応先ほど申し上げましたように、入り口に遵守事項等、禁止事項等ございまして、当然犬のふんについては、そこを利用している方が当然自分で処理をしていただくというふうになっておりますので、ご自分で処理をしていただいたり、先ほどドッグランサポーターズクラブの皆さんも定期的に清掃活動を行っていただいておりますので、そういう方が片づけていただいたり、あるいはまた公園の施設の中ですので、公園の一環の管理として町のほうで片づけるというような場合もあろうかと思えます。

それから、散歩のコースでございますが、これについては犬の狂犬病の予防接種をしにきたときに、それぞれ個人が自分の散歩しているコースを書いてもらってというようなお話かと思えます。1つのご提案として承りますが、ただ、非常に狂犬病の予防接種、集合注射の場合ですね、かなり時間も短時間でして、非常にタイトな中でやっておりますので、ちょっとその中では非常に厳しいかなというふうに感じております。

それから、あとは条例につきましてはですね、この中に当然先ほど申し上げましたように、

不法投棄とか、例えば廃棄物で家屋なり土地なりが埋め尽くされてしまっている状況とかですね、犬のふんを含め、そういうものについて、そういう状態にしないようにということで条例を制定していくもので、ただこれにつきましては、こちらから一方的にということではなくて、やはり町政懇談会なり町民の皆さんの声をお聞きをしながら策定していくもので、条例をつくったからすぐに意識の啓発は上がらないかもしれませんが、ただそういう皆さんのお声をお聞きしながらつくるというその過程で、やはりかなり環境美化意識の効果が一つはまずは上がるんじゃないかなというふうに考えております。

それで、町をきれいにする条例ということで、今が汚いんじゃないかということなんですけれども、これにつきましては名称もまだきれいにする条例というふうに決めたわけではございませんので、先ほど申し上げましたように、町政懇談会なり住民の皆さんから意見をお聞きしながら考えていきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（関谷明生君） 渡辺建次議員。

○12番（渡辺建次君） それでは、2問目に移らせていただきます。

有害獣対策です。

連日のように報道されています有害獣、すなわちイノシシやシカ、猿、熊などによる被害対策について伺います。

小布施町の最近の出来事として、熊が上松川で捕獲されましたし、またイノシシが駅前の店内に侵入、幸い人身害はなく、イノシシ自身が負傷して山へ戻ったとのことでした。長野市ではイノシシの目撃情報が10件と報道されています。町として、田畑の被害防止はもちろんのこと、人身害の防止対策が今まで以上に必要な状況になりつつあるように感じられます。そのためにも、町民が有害獣の駆除対策について関心を持てるような環境づくりが必要だと思われれます。緩衝帯づくりのための刈り払いではボランティアを募集したりすることがありますが、それ以外は情報が余り発せられていないように見受けられます。田畑の被害が集中する雁田山のふもとの地区の皆さんだけが主に活動されているというのが実態なのではないでしょうかと推測されます。有害獣対策の負担を町として何らかの形で分担できるよう考えるべきだと思うのです。

例えば、狩猟免許には網の猟、わなの猟、あるいは火薬を詰める装薬銃を使用する第1種、空気銃の第2種と、この4種の免許があるとか、そしてその取得方法はこれこれこうであると説明し、意欲のある人に狩猟免許取得を促すとか、わなの種類やその設置の情報、定期的な見回りの苦勞、殺処分の大変さ、穴埋め場所の確保の困難さ等々の情報を町民に知らせ、

協力できる人には協力していただくというような体制をとるべきだと思うのですが、いかがでしょうか。

軽井沢町では、ピッキオというNPO法人が、おりで捕獲した熊にGPS装置を取りつけたり、民家に近寄ってきた熊にベアドッグをけしかけて追い払う活動を続けているといますし、また京都市では、同じくNPO法人京都SEINEN団が一般から協力金を集めて、イノシシ捕獲おりを設置し、協力者には成功報酬としてイノシシの肉2キログラムを提供しているとか、そして先ごろ視察研修で訪れた佐賀県武雄市では、市の行政機構に営業部のしし課のしし係を設け、イノシシの駆除に大きな効果を上げていました。

ちなみに、イノシシの危険度は、時速48キロで走り、ぶつかる力は成人男性の2倍、かむ力は成人男性の4倍とのこと。

以上のことを踏まえまして質問事項ですが、有害獣の駆除や処理にかかわっている人々の人数や出身地域は。

狩猟、わなの設置と見回り、穴埋め、処理、モンキードッグ等々、そこでの問題点と対策は。

わなの見回りや被害状況、電気柵の調査等々をパトロールする任務を全町的に協力できる体制をとるべきだと思いますが、考えを伺います。地域に偏る負担の軽減ということ。

以上です。

○議長（関谷明生君） 八代総括参事。

〔地域創生部門総括参事 八代良一君登壇〕

○地域創生部門総括参事（八代良一君） 渡辺議員の有害獣対策ということで、まず1点目の有害獣の駆除や処理にかかわっている人々の人数、出身地域、それからそこでの問題点と対策というふうなことでございますが、農作物を荒らす有害鳥獣の駆除に関しましては、小布施町農作物有害鳥獣駆除推進協議会を設置し、その対策に当たっているところでございます。構成員は、町、それから農業委員会、JA須高、土地改良区、それから雁田自治会、それから須高猟友会の小布施支部、鳥獣保護員等でございます。

ちなみに、平成24年度のけもの駆除数につきましては、猿が5匹、イノシシが30頭、ハクビシンが9匹、シカが4頭、キツネ7匹、タヌキ13匹、アナグマが1匹、合計一応69匹ということでございます。

けもの駆除期間につきましては、5月下旬から3月末までの約300日間でございますが、昨年は猟友会員が交代で毎日見回りをしまして、わなに有害獣がかかっている場合には、あ

わせてその処理を行っております。穴埋めにつきましては、地元の雁田自治会のほうで行っていただいております。処理とわなの設置、これには資格が必要ですが、猟友会員の減少がお互い一人一人にかかる負担を増加させるというような問題点がございます。

先月の終わり、5月29日に推進協議会を開催しまして、その中でそういった猟友会の皆さんの負担の軽減について検討をしたところでございますが、雁田自治会の皆さんにも一部見回りを担っていただけそうだというようなことでございます。また、わなの設置につきましては、講習を経て免許、試験を受ける資格を取ることができますので、これにつきましては、今後、町の職員の資格取得についても検討をしてみたいと思います。なお、猟友会の皆さんのお住まいの地域は、雁田地域の方がお1人で、それ以外は大島ですとか上町など、町内いろいろなお住まいの方々でございます。

それから、モンキードッグにつきましては、現在3頭で、雁田、中条、東町の方に朝晩などにせせらぎ緑道沿いを犬とともにパトロールをいただいております。3頭でおおむねのエリアを決めて散歩をしていただいておりますが、頭数がふえないこと、また犬も高齢化してきていることが課題となっております。

有害獣の対策については、全国的にも大きな問題となっており、他市町村の対策方法や国・県の動きなども注視しながら、総合的な方策を講じていきたいというふうに考えております。

また、わなの見回りですとか被害状況、電気柵の調査等々をパトロールする任務を全町的に協力できる体制をとるべきではというご提案ですが、議員の質問にありましたが、町では毎年11月には、人とけもの住む領域を明確にし、けものが農地においてこないように緩衝帯整備を雁田地区の皆さん、それから全町的なボランティアを募って行っております。先に答弁申し上げたわなの見回りですとか、そういったことにつきましても、町民の皆さんにボランティアの募集は行ってまいりたいというふうに思います。また、推進協議会の皆さんと連携しながら、一部の地域ですとか人に負担が偏らないような、そんな対策にも今後努めてまいりたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

○議長（関谷明生君） 渡辺建次議員。

○12番（渡辺建次君） 情報に関してですけれども、町としてこの狩猟関係の町民に対する情報公開というんですかね、これが非常に少ないという認識なんですけれども、このあたりどんなふうにこれから皆さんに知らせていくのか、そのあたりでしょうかね。

それから、24年度の捕獲数ですか、幾つか上がっていますけれども、小布施町の場合、い

わゆるシカの食害というのはそんなに多くないということでしょうか。その2点ですかね。

○議長（関谷明生君） 八代総括参事。

○地域創生部門総括参事（八代良一君） 情報をもう少し町民の皆様に提供して、いろいろと協力をいただけるということにつきましては、結構これから行われる、例えば初心者狩猟免許の取得の講習会ですとか、あるいはそれに向けての講演会みたいなものの開催を今後も考えていきながら、いついつ講習会があるとか、場合によったら費用の負担等も検討しながら取り組んでまいりたいと思います。

それから、先ほど捕獲した頭数の中で、シカ、ニホンジカの関係が出ていなかったんですけども、今のところはニホンジカそのものの被害が大きいというようなことはないというふうには考えております。ただ、今後どうなるかというのはまた様子を見ながらということになりますので、お願いいたします。

○議長（関谷明生君） 渡辺建次議員。

○12番（渡辺建次君） それでは、3問目に移らせていただきます。

EV、エレクトリックビークル（電気自動車）充電設備の設置ということです。

電気自動車は、排ガスもCO<sub>2</sub>も走行中に排出しないという点で、電力供給不安が多少ある中であっても、その普及の速度は速まるというふうに予想されます。実際、2009年度から三菱とかね、富士重工、あるいは日産等々がその電気自動車を発売していますけれども、そんな折、信毎の報道によりますと、県は国の指針に基づき、充電設備を幹線道路に30キロ間隔で整備したり、道の駅や高速道路のインター、観光地周辺などに設置したりすることを想定、全ての市町村に少なくとも2カ所の新設を促すとのこと。都道府県がつくった計画に基づき民間や市町村が充電設備を整備する場合、機器購入費と工事費の3分の2を国が補助するというものです。計画案によりますと、小布施町の必要数は4カ所で、設置済みはゼロとなっています。ちなみに、高山村、必要数2、設置済みゼロ、須坂市、必要数5、設置済み1、中野市、必要数9、設置済み3とそれぞれ発表されています。

きのうの政府の規制改革会議では、燃料電池車の次世代自動車ですか、これを世界最速に普及させるという、それを目指して関連規制を一挙に見直すという答申を出されました。超高齢化社会を迎えつつある小布施町にとって、電気を動力源とする電動車椅子や小型の電気自動車等の増加は予想されるところです。高齢者が便利で安全に生活できる環境づくりは、まさにまちづくりの根幹の一つと言えます。

そこで質問ですが、小布施町内は4カ所提示されています。その場所、事業主体、設置経



費、利用料金等の試算を伺います。

○議長（関谷明生君） 中條リーダー。

〔健康福祉部門グループリーダー 中條明則君登壇〕

○健康福祉部門グループリーダー（中條明則君） それでは、ただいまの質問に私のほうからお答えさせていただきます。

町内4カ所提示されていると。その事業主体、場所、設置経費、利用料金等のご質問でございませう。

このビジョンは、国の次世代自動車充電インフラ整備促進事業に基づき長野県が策定したものです。ビジョンにおける充電設備の設置指標については、道路延長30キロメートルに1カ所、道の駅、主要駅の数にあわせて加算され、町内では道路延長分として1カ所、小布施、都住、両駅分として1カ所ずつ、ハイウェイオアシス、道の駅分として合計4カ所分が示されています。

事業は、経済対策を主眼に民間の設備投資を促す視点から、実施主体は民間企業を対象としております。具体的な設置場所、設置経費や利用料金等については、町としての試算は行っておりません。しかし、設置費用の目安として、一般的な設置経費は、急速充電器が350万円、充電器本体90万円、工事費260万円、それから普通充電器が70万円、充電器本体20万円、工事費50万円ほどであり、充電設備を設置するときは費用の3分の2が国より助成されます。このため、仮に急速充電器を民間活力により4カ所設置した場合には、総事業費が約1,400万円ほどになり、国の助成を受けると466万円ほどの事業者負担で行えることとなります。

こうした再生可能エネルギーによる社会資本整備については、地域の実態に即した形で町による実施も必要と考えます。町では、昨年度行ってきたエネルギー会議等での学習を踏まえ、今年度からは東京大学先端科学技術研究センターと連携し、公共施設を利用した太陽光発電実証事業を実施します。こうした実証を通じ、次世代自動車の普及に向けたインフラ整備等に関し、県のビジョンとは別に設置の必要性が認められるときは、事業実施に向け取り組みたいと思っております。

以上でございます。

○議長（関谷明生君） 渡辺建次議員。

○12番（渡辺建次君） 2点ほどですかね。

1点は、道路延長分で1基というんですけれども、大体どのあたりになるのかということ

ですね。

それから、駅で2基というのがありますけれども、駅になぜつくのかというのはあれなんですかね、そのあたりの根拠というんですかね、もし説明できればお願いしたいと思います。

○議長（関谷明生君） 中條リーダー。

○健康福祉部門グループリーダー（中條明則君） お答えいたします。

すみません、これはあくまで先ほど申し上げた国の事業をもとに県のほうで試算といたしますか、提示したビジョンでございます。それで、その指標といたしますか、設置基準が道路延長30キロまでで1カ所、それから駅の数にあわせてそれぞれ加算されるというような形になっておりますので、県のほうで一律に設置した基準でございます。町のほうで独自に定めたというものではございませんので、その辺のところをご理解をいただきたいと思います。

○議長（関谷明生君） 以上で渡辺建次議員の質問を終結いたします。

---

#### ◇ 富岡信男君

○議長（関谷明生君） 続いて、6番、富岡信男議員。

〔6番 富岡信男君登壇〕

○6番（富岡信男君） それでは、通告に基づきまして質問いたします。

高齢者の移動支援について。

町では、平成22年6月から、高齢者の皆さんの移動を支援するため、高齢者移動支援試験運行、福祉バスの実験でございますが、を行い、その後、コミュニティバスとしてルートや料金など運行内容の見直しを進め、運行実験をしてきています。平成25年度予算でも351万円の予算を計上し、平成24年度の巡回バス実証運行結果やアンケート調査をもとに、新たな公共交通について検証していくこととしています。

昨年6月には、小布施町地域公共交通協議会を立ち上げ、今後の移動支援のあり方や生活環境に配慮した住民生活に必要な公共交通体系のあり方を検討しています。

小布施町公共交通全体計画素案の中で、小布施町における公共交通の課題として次の10点が上げられています。

1つとして、高齢化が進んでいるが、高齢化に対応した公共交通がない。2点目として、4キロメートル四方の町であり、自転車や徒歩での移動が便利である。3点目、高齢者の免

許保有率が高く、高齢者による交通事故も懸念される。4点目、長野電鉄の利用者が減少傾向であり、地域交通の維持が懸念される。5点目、移動支援に関する経費が増加している。6点目、ロマン号の利用者が微減しており、改善要望も聞かれる。7点目、高齢者の移動支援バスは所要時間が長い、運行頻度が低い、高齢者のみしか使えないと思われていた等の理由により利用者が少なかった。8点目ですが、バス停の上屋やベンチが整備されておらず、寒いときや雨天時にバスを待つのがつらい。また、バス停もわかりづらかった。9点目、交流人口が町なかに集中しており、農村部への回遊が弱い。10点目、昔ながらの道路構造がそのまま残っており、道路がわかりにくいという10点でございます。

これらの解消方針として、次の8点が上げられています。

1番目として、現在、車や送迎で移動している高齢者や車の運転ができない方が自立のかつ気軽に安全・安心に移動できる交通手段を確保し、暮らしやすさと住みよさの質を高める。高齢者や車の運転ができない人の移動手段の確保。

2点目は、小布施町の町域は4キロメートル四方であり、都市機能がコンパクトに立地している。日常生活の移動は徒歩や自転車などでの移動も便利である。このため、車を使わない移動の場合、コンパクトな町域に対応したバス、自転車、徒歩など、人と環境に優しい交通体系の実現が望まれることから、コンパクトな町域に対応したバス、自転車、徒歩など、人と環境に優しい交通体系の実現。

3番目として、小布施町の公共交通はぐあいのいいものが望まれている。限られた資源、バスの台数や乗務員の数でございますが、を活用し、こまやかな工夫や配慮により不便を感じない公共交通の実現。

4番目、小布施町と近隣市町村、長野市、須坂市、中野市、高山村などは、生活圏、観光圏として人々の移動、交流が頻繁に行われている。将来的に町民の移動実態や北陸新幹線の開業を見据え、目指すべき都市圏域を実現する広域的な公共交通網の構築を目指す、近隣市町村を結ぶ広域的な移動の支援。

5番目でございますが、小布施町には長年路線バスが運行しておらず、町域もコンパクトであることから、公共交通での移動が生活に根づいていない。移動体験機会の提供、公共交通の大気環境への効果を感じる機会の提供、イベント実施などを通じて、乗ってみると意外と便利、楽しいと町民に思っただき、公共交通を身近に感じる暮らしを実現する。

6番目、公共交通を小布施町での暮らしの一部として捉え、多様な主体への利用促進やイベント時のバス利用を呼びかけることで、公共交通の維持を目指す、みんなで乗って支える

公共交通。

7点目でございますが、小布施町では町なかのみならず、農村部にも魅力ある資源が数多く点在している。公共交通により町なかと農村部をつなぎ、暮らしの質を向上させるとともに、町なかを訪れた人に農村部を周遊してもらい、交流の質と量と高める。これにより、農村部の魅力がさらに高まり、ルート上に資源がふえ、さらに農村部の暮らしの質が向上する好循環を生み出す。

8番目、小布施町は花の町づくり修景事業による町並みづくりなど、官民協働の魅力的なまちづくりを行ってきた。暮らしやすさと住みやすさの質を高めると同時に、デザインや環境、楽しさ、わかりやすさに配慮し、未来の小布施町をつくる楽しい公共交通を実現すると、このようにあります。

また、住民の皆さんのアンケートの意見として、小布施町は小さな町なので、歩くことが可能な人は、バスでなく歩いて目的地に行く。農村部の場合、高齢者でも農作業をするため元気な人が多く、自分で運転することに支障がない。バスの必要性を感じない。町内の移動ならば自転車です十分である。買い物や通院でバスを利用する場合、帰宅時間をバスに合わせる必要があるため、利用は難しい。コミュニティバスとして多目的に利用者を設定すると、目的が不明確になり、誰も便利にならないのではとの意見がありました。私もそのとおりだと思います。

このように、町全体の公共交通のあり方の検討も将来に向けては必要ですが、高齢化が進む中では、タクシー助成などの現在の施策を検証し、高齢者の皆さんの移動支援を早急に考えるべきと思います。移動支援の実証実験をいつまで行うのか、今後の移動支援の取り組みについてお聞かせください。

○議長（関谷明生君） 市村町長。

〔町長 市村良三君登壇〕

○町長（市村良三君） 午前中から傍聴の皆さん、ありがとうございます。それから、自治会長の皆さん、午後から傍聴においでいただきありがとうございます。

ただいまの富岡議員のご質問にお答えを申し上げます。

今、高齢者の移動手段ということでありましたけれども、今後ますますの高齢化ということを見据えた中で、高齢者、障害を持つ方、あるいは買い物に不自由を感じられる方などに対する対策を早急に講ずるということで、平成21年10月から高齢者等タクシー利用助成事業を行い、平成22年6月からは町内巡回バス運行事業実験を実施してまいったところであります。

結果として、タクシーの利用助成事業は、利用される方々の意見をもとに改良を加え、使い勝手のよい事業として利用率も向上してきており、今後も拡大、充実を図ることで高齢者の皆さんなどの移動支援の効果を上げてきております。一方、巡回バスの運行事業につきましては、今、議員からのご指摘のとおり、ご高齢の皆さんによる利用は低く、高齢者の皆さんの福祉施策としての巡回バス事業継続の必要性というのは、現在のところ低いというふうに思います。

さりながら、官と民が一体となって新たな公共交通体系の構築を図ることで、町民の皆さんお一人お一人の多様な移動をお支えをする、暮らしやすさと住みやすさの質を高める公共交通の実現を目指すことが、ひいてはこれからご高齢になられる方や障害のある方にも暮らしやすいまちづくりになるものというふうに考え、今後そのあり方を検討していくこと、それからそうした実証を続けていくということは大切なのではないかというふうに考えております。

昨年度は、そんな観点から、高齢者の皆さんの福祉事業としてではなく、地域における公共交通の今後のあり方を模索すべく、地域公共交通確保維持改善事業として国庫補助を受けて、専門家の力もかりながら実施をしました。ご指摘のとおり、この事業は、既存の生活交通が存続の危機に面している地域などで、その救済策として実施する運行を助成するものであり、今のこの町の現状からは、実施の動機はやや薄いとも思われます。しかし、当町においても、先ほどご指摘のあったように、タクシー事業並びに鉄道事業とも利用者は減少しており、さらなる町の活性化を図るために、検証作業としても実施していく可能性を模索しているところであります。

実施に当たっては、福祉や環境の観点ももちろん含めながら、既存の公共交通機関を補完する、あるいは拡大する形で、どなたにも使い勝手のよい交通体系の構築を目指し、民間交通業者の皆さん、国・県の交通政策担当、あるいは各種福祉団体並びに町民代表による地域公共交通協議会も立ち上げたところであります。この協議会でご協議をいただき、実施をしているところです。

結果につきましては、ことしの1月から2月行いました事業では、これまでの何倍かというこの利用はありましたけれども、総じて低調だったと言わざるを得ません。公共交通による魅力ある地域づくりを行うには、今後も考えられるさまざまな取り組みを実施する必要があると思います。

それから、今質問の中にもありましたように、新幹線の北陸延伸を考える中で、現在の豊

野駅へのアクセスや、定住促進に向けた都市と町を結ぶ定期便の運行、町の中と農村部を結ぶ路線、あるいは自然エネルギーを利用し、どなたもが乗ってみたいくなる楽しさを兼ね備えた自動車の導入など、今後積極的に取り組むべき課題ではないかとも思います。

今年度は、10月をめどに再度町なかを対象とした車両巡回事業を行います。この運行は、町民の皆さんに公共交通そのものをもう少し認識をしていただき、実際に乗車を体験いただける期間を確保するというを目的として実施を予定しております。このような実験運行を行いながら、さらに近隣市町村との連携を検討し、実施を目指していくときに、今後の実証事業期間としてはさらに一、二年はさせていただきたいなというふうに考えております。

このような新たな公共交通の構築から福祉や産業などの活性化につなげるために、役場内での体制づくりも行います。具体的には、今後の町の交通を考える研究会を役場内に設置し、新しい公共交通による移動のしやすいまちづくりの実現に向け、地域公共交通協議会と連携しながら今後の方針策定と事業実施を行っていく予定であります。これらの全てを実施した上で、今ご質問にあった事業に対する最終判断を行うことになろうかというふうに思っております。お願いいたします。

以上です。

○議長（関谷明生君） 富岡信男議員。

○6番（富岡信男君） 町で進めています公共交通あり方検討につきましては、町長のただいまの答弁にもありましたとおり、国土交通省の地域公共交通確保維持改善事業の補助を受けまして、生活交通の存続が危機に瀕している地域等における最適な移動手段等について検討するものでございます。小布施町のように、役場を中心に半径2キロメートル圏内に全ての集落が入る小さな町では、公共交通の課題にもありますとおり、バスに乗るより自転車や徒歩での移動が便利であるという意見もございます。

町では、誰もが気軽に行える健康づくりとしてパワーウォーキングの普及、人優先の視点にたった国道403号線の歩道を中心とした道路の整備、懐かしい農村風景を楽しむ小道としての里道の整備、町内を周遊する自転車道の整備、歩いて楽しめる花壇の整備などを進めてきています。このように、小布施らしい施策に取り組んできており、成果も出てきているところでございます。このような中、先ほど質問の中で申し上げたとおり、交通空白地帯の解消方針では多方面にわたる方針を掲げ過ぎて、誰のために何を目指して公共交通体系を検討しているのか、はっきり言ってわかりません。この点については、今後小布施町公共交通協議会で検討していただくことかとは思いますが、考え方をもう一度お聞かせ願いたいと思

ます。

また、2011年に策定した第5次町総合計画では、高齢者の移動支援として、高齢化が進み、車などの移動手段を持たない人がふえている中、安心して外出できるよう最適な支援方法を実施しますとあり、町内を巡回する車両を運行するとともに、タクシー券等により個人のニーズに応じた移動支援を実施するとあります。これの関係で、高齢者移動支援バスの運行結果を見ますと、1日当たりの利用者が15.5人、バス運行経費を運賃収入で賄うためには1日当たり144人の利用が必要であるとされています。また、町民の皆さんの意見として、バスは30分に1本、1週の所要時間は30分以内、家からバス停の距離はできるだけ近いことが望まれ、高いサービスレベルが望まれています。

このように費用対効果の面、利便性を考えると、バスの運行、これから社会実験をまだ続けていくということですが、非常に困難かなと思います。近隣市町村とを結ぶ広域的な移動の支援等に絞って今後検討すべきじゃないかと思いますが、お考えをお聞かせください。

○議長（関谷明生君） 市村町長。

○町長（市村良三君） 再質問にお答えを申し上げます。

この1月から2月の実験によりますと、1日平均68人なんです。ご指摘のとおり、採算ということになれば、144人ということは間違いのないところであります。

それから、今、再質問の中にもありましたけれども、ご高齢の方にとっての支援というのはやはりドア・ツー・ドアのタクシーがよいのではないかと、私たちもやっぱりそれは感じております。毎年当然のことながらユーザーはふえているわけで、それを今後もう少し枠組みを広げていくとか、予算をもう少しつけさせていただくとか、そういうことはご高齢の方の移動ということに限って言えばそういうことだろうというふうに思います。

ただ、もう少しこの可能性について、お許しをいただいて探ってみたいというのはあります。それは、いろいろなことがあるわけですが、今本当に自動車社会、車社会というのが50年にわたって大変我々に利便性を提供してくれてありがたいということではあるんですが、これが本当にいつまで続くというような確証もありません。ある程度譲り合いながら乗り合いバスに乗るといような時代も来ないとも限りませんし、それから近隣市町村で言えば、先ほど豊野駅というふうなことがございましたけれども、高山村さんとかそういうところもお声をかけていたところ、逆に先方のほうから、この8月から10月にかけての3か月間、山田牧場から小布施まで10カ所ぐらいをめぐるバスを実験的に運行したいというよう

なお話もごございます。そうした見地から、できるだけ空車を走らせて無駄なことをしているということにならないように、できるだけお金をかけない中でですけれども、もう少しこの可能性について探らせていただきたいと、そんなふうに思います。ご理解をお願いいたします。

○議長（関谷明生君） 富岡信男議員。

○6番（富岡信男君） 先ほど申し上げましたとおり、近隣市町村なり広域的な関係については今後も大いに検討をすべきだと思います。ただ、町内の周遊バスというものはやはり考えるべきじゃないかということをお願いしているんで、そんな点についてお聞かせいただきたいと思います。

○議長（関谷明生君） 市村町長。

○町長（市村良三君） この10月から再度実証実験をさせていただきますけれども、今のご指摘のこと、本当に周遊バスについてももう少しいい方法がないかということも視野に入れながら検討してまいります。よろしくをお願いいたします。

○議長（関谷明生君） 以上で富岡信男議員の質問を終結いたします。

---

#### ◇ 小 西 和 実 君

○議長（関谷明生君） 続いて、4番、小西和実議員。

〔4番 小西和実君登壇〕

○4番（小西和実君） 通告に基づきまして順次質問させていただきます。

まず、1問目ですが、町民がより利用しやすい体育施設利用制度に変更をとということで質問させていただきます。

現在は、小布施町でも高齢化が進んでおりまして、高齢化率は平成22年度で既に27%を超えております。その中で、ことし、平成25年度の4月時点では29.1%となりまして、数値の変化からもわかるように、数年のうちに3人に1人が65歳以上の高齢者である人口構成になっていくということで、非常に高齢化の見込みがされております。そんな中で、いつまでも元気に若々しく日々の生活をしていただくためには、健康な体づくり、言いかえますと、心身の健康の継続が何よりも大切であると考えます。

そんな中で、小布施町には現在、午前中の中で渡辺高議員のほうからマレットゴルフの関係もお話がありました、それ以外にも6つの体育館、4つのグラウンド、そして2つのテ



ニスコートがあります。そんな中で、これらのスポーツの施設を健康の増進のため、そして生きがいのためとして、趣味の継続のために活用していただくことが、町民の皆さんの暮らしの満足度を上げることになるのではないかと考えております。

現在の町政において、町民の皆さんに体育館等を大いに利用していただきたいと呼びかけていただいているわけですが、ちょっとした時間に利用するには、その制度であったり、あるいは照明料を含む利用料がなかなか気軽に利用できる金額ではありません。参考に金額を申し上げますと、照明料はほとんどの体育館で1時間400円、中学校の体育館では1時間1,000円です。また、町民の施設利用は、スポーツを行う目的で借りる場合に1時間当たり300円から400円、中学校においては、こちらも1時間当たり1,000円となっております。これらの体育施設は町民に利用されてこそ価値がある、福祉施設という部分のニュアンスもあるのではないかと考えております。こういった健康福祉の部分で非常に活用していただくべきであると思います。

また、テニスコートについては、休日には人気がありまして、町外の利用者の方が利用していることも非常に多く、そのために本来は一番利用していただくべきである町民の皆さんが利用できないというケースもあります。さらに、スポーツスクール等の事業者が事業目的で利用しているケースも、それほど高くない金額で利用しているものと考えられます。このような中で、小布施町の体育施設は、第一義にはやはり小布施町の町民の皆さんの健康増進と、スポーツを通じたその趣味を通して生きがいのある暮らしを営むためにこそあるのではないかと考えております。そういった観点からお尋ねいたします。

町民が優先的に利用できる仕組みと、町民が利用しやすい料金の体系、また事業者にはより相応の高い料金体系をつくる仕組みを検討するお考えはありませんでしょうか。

○議長（関谷明生君） 池田総括参事。

〔教育部門総括参事 池田清人君登壇〕

○教育部門総括参事（池田清人君） 小西議員のご質問にお答えいたします。

健康増進のためにもっと使いやすい制度に変更したらどうかというご質問ですが、教育委員会では、体育館を初めとしまして、社会教育施設につきましては各施設におきまして、利用状況とともにどのように活用され効果的に使用されているか、毎年度関係協議会等の開催の中で、より大勢の町民の皆さんに利用いただけるように工夫をしておるところであります。

町民の皆さんの優先について申し上げますと、体育施設を優先的に使用できる仕組みとし

ましては、特に競争が激しい体育館につきましては、年2回施設利用者会議を開催しております。この会議は、使用についての問題点やマナー等についてもいろいろなお話をさせていただいている会議であります。この会議の折に、半年間の予約を入れさせていただいて調整をさせていただいております。その上で正規の申し込みを使用する日の1カ月前の1日から15日までの間に優先的に申し込みをいただくようになっております。その後、町外の皆さんが使用したい場合、1カ月前の16日以降、申し込みができるようになっております。したがって、町内の皆さんはこの2週間、15日ですが、の間に優先して施設を予約できるルールをもって優先をさせていただいております。

それから、料金に関して申し上げますが、町内の皆さんに利用しやすいように、規則によりまして使用料の減免規定があります。小布施町の場合、認定を受けた社会教育関係団体が体育のために使用する場合、70%の減免としております。また、町内に住所あるいは事業所を有する町民の皆さんには50%の減免をしております。例えば、総合体育館、これは片面になります。文化体育館等におきましては、1時間当たり基本料金は使用料800円ですが、社会教育関係団体ですと240円、その他の町内の皆さんは400円となります。また、町外者につきましては、使用料の50%増を加算するため、1,200円ということになります。

体育施設の使用料、減免規定も長年慣習的に行ってきておりますので、町内者と町外者、また町内でも一般の皆さんと社会教育関係団体との減免の違いなど、利用者に十分理解いただいているものかどうか、また施設の基本料金も含めて見直しをする時期には来ていると思われるので、利用者を初め、多くの皆さんのご意見をお聞きしながら前向きに検討してまいりたいというふうに考えております。

使用料金については、近隣の市町村と比較しますと、体育館のグレードや設備によりまして一概に比較はできませんが、平均的な水準であると考えております。この点についても、町民の皆さんのご意見をお聞きして反映してまいりたいというふうに考えております。

ご質問の中で、中学校の体育館の電気料が1,000円、ほかのところが大抵400円、非常に高いではないかというようなご質問であります。中学校の体育館におきますと、面積が868平米ございまして、総合体育館の約1,000平米に近いものがあります。バレーあるいはバスケットが2面とれる、いわゆる普通の一般のほかの体育館の倍ということでありまして、部活を優先に、それ以外の学校の授業に支障がないところで一般の皆さんにお使いいただいているということで、総合体育館のように2分の1の施設として利用料金を設定していませんので、ほかの施設より倍以上の値段になってしまっているということで、1時間1,000

円をほかの体育館に換算すると約500円というようなことをご理解をいただきたいと思います。そうした場合でもまだ2割高いわけですが、そういうことも今後含めて検討させていただきたいと考えております。

それから、テニスコートについて若干申し上げますと、ここ数年、テニスコートの利用者もふえておまして、本年度、定期的に利用する団体の皆さん、6団体ほどあるんですが、お集まりをいただきまして、調整あるいは課題等をお聞きいたしました。この中で、現在それぞれの団体で抱えております使用に関しての問題点、あるいは利用規定の確認等を行って、改善を図ってまいりました。今後、テニスコートにおいても定期的に利用者会議を開催して、各団体の皆さんに利用者会議を開催していくという合意をいただきましたので、来年から体育館のように調整をする利用者会議を開催してまいりたいというふうに考えております。

それから、事業者の使用についてですが、現在のところ、近隣の宿泊施設から夏合宿、あるいは高校の専門部の練習などの使用に加えまして、民間のカルチャー教室など単発的に事業所あるいは町外の皆さんの使用がございますが、町民の皆さんの利用に支障のない調整をさせていただいて、あいている部分でご活用をいただくように調整をしておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（関谷明生君） 小西和実議員。

○4番（小西和実君） 2点ほど再質問させていただきます。

現在の部分に関してなんですが、減免規定なんですが、使用料の減免規定についてこれまでの慣例で行われてきたということなんですが、検討はしていただけるということでしたのだと思いますが、例えば80%や90%の減免という形で、もっと活用していただくような方法を持っていくというお考えはおありでしょうか。

もう一つは、今、もともと当然仕組みは存じ上げておまして、前もっての予約等で回している、運営してるということはもちろん存じ上げておりますが、例えばなんですが、これはもう既に例えばの声でお話いただいた、町民の皆さんから声をいただいているところなんですが、例えばの話、翌日であったり当日というときに、もう夜使いたいということが発生することが時々あるということです。そういった場合に、やはり自分でもいろいろなスポーツをしている中で、突然使いたいということがあられるわけですが、窓口に行って申請するという時間帯、一応決まっている範囲でありますね。そういった中で、タイムリーに急遽使いたいというときがたびたび、やはり仕事を持たれている年配の方もいらっしゃるし、若い世代の方もそうなので、急遽使いたいということもあるように流れてくると思います。そ

んな中で、そういった制度、手続の利用の方法ですね、手続方法の形を変えていただいて、いつでも運動がしたくなった年配の方だったり、そうでない方たちも含めて、ふらっと出かけていけるような仕組みをつくっていただくということは考えていっていただけるでしょうか。

2点についてご質問いたします。

○議長（関谷明生君） 池田総括参事。

○教育部門総括参事（池田清人君） 再質問にお答えいたします。

積極的に改善に向けて検討してまいりたいと思っておりますが、基本の料金、それから減免率も含めて、より大勢の皆さんに使っていただけるように改善をしてまいりたいというふうに考えます。よろしくをお願いします。

それから、気軽に借りられるということでございますが、現在も特にテニスですね、使う方が個人に限られますので、気軽にその日の天候等で使用できますので、そういった場合に事前に本来借りることは基本的なスタイルになっておりますけれども、役場の宿直で閉庁時のときは全ての体育施設のあきぐあいが見られますので、そこで仮予約をしまして、いつでも、当日でももちろん、翌日の休みの日でも借りられるようになっておまして、結構そういったお使いをされる方も現在おります。今後さらに使いやすいように、そういった面も改善をしてまいりたいと考えておりますので、よろしくご質問いたします。

○議長（関谷明生君） 小西和実議員。

○4番（小西和実君） 今の中で一つだけ確認というか質問させていただきます。

その仮予約の仕組みについてというのは、割と町民の皆さんがご存じないというところだと思うんですが、正式な仕組みとしてそれはあるということで認識してよろしいのでしょうか。それとも暫時そういった形をとっていたということでしょうか。正式な仕組みであれば、もうそういう仕組みがあるんだということで例えばお伝えするということもできると思うんですが、そのあたりについて確認したいんですが、お願いします。

○議長（関谷明生君） 池田総括参事。

○教育部門総括参事（池田清人君） 大変宣伝不足で申しわけないと思っておりますが、何度か町報や同報無線でやったこともあるんですけども、正式に申し込んでいただいてもいいようになっております。ただ、いろいろな鍵の徹底とか清掃の関係ということで、もう事前にはわかっているものにつきましては基本的なことは事前に借りると、お金も納入していただくということになっておりますので、急に使用したくなったとか、そういった理由について

はいつでも宿直のほうへお電話で予約ができるということは正式になっておりますので、いろいろ宣伝していただいて結構だと思います。よろしくをお願いします。

○議長（関谷明生君） 小西和実議員。

○4番（小西和実君） 続きまして、次の質問に移らせていただきます。

歴史民俗資料館の整備検討をということで質問させていただきます。

小布施町歴史民俗資料館は、小布施町ゆかりの重要な歴史民俗資料の展示を中心とした資料館であり、暮らしの移り変わりを伝える生活用具や町の考古資料、産業道具などを展示しているということです。こちら、平成24年3月の会議において、渡辺高議員が一般質問で、今までの企画、イベントについて、災害や火災や地震など起きた場合どう対処するのかという質問がありました。これに関連するというわけではありませんが、歴史民俗資料館について質問をさせていただきます。

歴史民俗資料館は、小布施に住む人たちを初めとして、全ての人たちに対してこの地域で培われた歴史遺産、文化遺産に基づき、これまでの資料の収集、整理を踏まえながら、大切な財産として次世代に確実に継承していくことがまず優先される使命であると考えている。この中で、より広い視点に立って、充実した活動や資料の価値を新たに見出していくことが大切であると、さきの質問において、質問された内容に関して町のほうからこういった回答をいただいています。その中で、これらを通して小布施町の文化と歴史に対する理解を深め、歴史との対話を常に大切にしながら、現代の社会あるいは文化、考え、よりよい未来の創造を目指していきたいと答弁されています。

こういった中で、4月に文書館を小布施町では開館したわけですが、この歴史民俗資料館の資料も小布施町の地域の歴史や文化、風俗を知るために大変重要なものを収集している大変重要な拠点であると考えられます。歴史民俗資料館で保管している資料は全部で1,500点ほどあって、800点余りは別のところに保管されていると。現在展示しているのはその半分の約700点ということですが、この700点の展示も、実際に資料館に赴くと、物置に置かれているような状況にも見られまして、誰でもすぐに手に触れるようなことができるような状況です。この1,500点ほどをしっかりと整理して展示していくようにしていただきたいと思います。

そういった中でですが、現在は非常に時代の変遷とともに、こういう資料に属する財産が失われていく時代です。これについては、午前中に小渕議員が文書館に関連して言及されているとおりであります。そのような中で、小布施町にこれらの民俗資料を、古文書の寄託と

ともに再度町民の皆さんに呼びかけ収集、保管をすべきであると考えますが、このように取り組まれるお考えはありませんでしょうか。

また、歴史民俗資料館を文書館と並んだ重要拠点と位置づけて整備していくお考えはありませんでしょうか。

○議長（関谷明生君） 池田総括参事。

〔教育部門総括参事 池田清人君登壇〕

○教育部門総括参事（池田清人君） 歴史民俗資料館のご質問ですが、お答え申し上げます。

小布施町の歴史民俗資料館は、昭和47年に旧都住小学校の校舎を改築しまして再生しました資料館として、どこか懐かしい雰囲気醸し出しております。ここでは、旧石器時代から近代にかけてのさまざまな資料がそろい、小布施町の歴史を一貫して閲覧することができます。特に江戸時代から明治、大正期にかけての生活用具、商業、農業、養蚕、菜種油精製など、小布施町の産業にかかわる機器や道具など、郷土の大切な資料であります。ご指摘のとおり、約1,500点に及ぶ収蔵品につきましては、全て町民の皆さんからの寄贈によるものであります。

小布施町の町は新しい部分と古くから受け継がれてきた部分がほどよく調和しているところが特徴であります。町内外の小学生や他県から修学旅行等で、小布施町の文化財や町並みとともに、歴史の勉強の一環として学習などに活用をされております。

収集、保管について申し上げますが、ご指摘のとおり、古文書や民俗資料は私たちの暮らしの歴史を知る上で大切な資料ですが、時代の流れや暮らしの変化とともに失われてしまうことが多いことも事実であります。民俗資料につきましては、町民の皆さんからの古い農機具や生活用品の寄贈、寄託につきまして随時受け付けております。最近でも、古い家屋や商店の改築等の折に多くの資料を寄託をいただいております。文書館の開館を契機に、これらの資料の散逸を防ぐために、古文書等とともに民俗文化財等の保存や収集についても町民の皆さんに呼びかけてまいりたい、このように考えております。

歴史民俗資料館では、皆さんからの寄贈の申し出によりまして品物、物品の由来等をお聞きして、特に貴重と思われ、この小布施に特徴のある資料について収集、保管をさせていただいております。この点、若干古文書等との保存とは違うところがあるかと思えます。なお、既に何点か保存されておりますが、重複する資料につきましては、事情をお話ししてお断りする場合がありますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

また、施設の整備ですけれども、歴史民俗資料館、建物自体は昭和12年に都住小学校南校

舎として増設され、以来、昭和47年4月に栗ガ丘小学校に統合されまして、校舎としての使命を閉じた後に活用されたものであります。資料館そのものも、北信地域で残る木造校舎としては、信濃町に残る旧古間小学校舎に次ぐ貴重な建物であり、平成14年に校舎の西側部分を残しまして保存、修理がなされ、現在の歴史民俗資料館として開館をしております。

博物館の機能としましては、調査研究、展示、それから資料の収集・保存、普及教育、この4本の柱があるわけですが、こうした施設の充実のためには、運営する私ども町と利用される町民の皆さんがそれぞれのスタンスから問題を提起し、検討を重ねていくことが大切であると考えております。民俗資料の紹介は、単なる過去の遺物として見るだけではなく、小布施の町並みや風土、人々が知恵や工夫を凝らしてきた生活文化など、現在の小布施のまちづくりとオーバーラップをして接していただけるよう、これからも努めてまいりたいというふうに考えております。

物置に置かれているようだというご指摘でございますけれども、施設におきましては収蔵と展示を兼ねておりますので、そのところをご理解いただければと思いますが、一般的には、展示室は博物館の顔であるというべき機能であるとももちろん考えております。小布施町の特色にこだわり、いわゆる全国一律の民俗資料館とは差別化を図りながら、単に物品を陳列するだけにとどまらず、復元模型、あるいは説明写真等のパネルによる解説、映像等を使うことにより誰にもわかりやすくストーリーを展開するなど、歴史を感覚的に理解できるような工夫を凝らしてまいりたいと考えております。

今後におきましても、4月に開館しました文書館を初め、高井鴻山記念館等の施設とともに重要な歴史的拠点と位置づけるとともに、今後専門家のご意見や文化財保護審議会の皆さんを初め、町民の皆さんのご意見をお聞きしながら、将来の施設のあり方を考えてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上であります。

○議長（関谷明生君） 小西和実議員。

○4番（小西和実君） 今の中で2点ほど再質問をさせていただきます。

いろいろお話をさせていただいた内容を吟味いただきまして、検討していただいているわけですが、今お話にあったように、小布施らしさというものがやはり一つ重要な部分でもあるのかということに行き着くところなのかもしれないというところがありまして、小布施の特色ある博物館づくり、歴史民俗資料館としてのあり方というものを模索していただくことも重要なかもしれないと思うところでもあります。

そういった中で、先ほどのところでもあったんですが、平成24年度においては作品保護のための展示のケースを購入する、あるいは盗難防止、または火災防止の施策も実施するというようなことをご答弁いただいていたと思いますが、そのようなあたりを踏まえて、どのような進捗があるのかということだけ確認したいのですが、お願いいたします。

○議長（関谷明生君） 池田総括参事。

○教育部門総括参事（池田清人君） 再質問にお答えいたします。

24年度事業としまして、設備の充実と安全対策としまして幾つか予算をお認めいただきまして、執行させていただいております。まず、石油ストーブが古い型でありまして、手動で火をつけたりするものでありました。それを新設をさせていただきました。それから、盗難、あるいは皆さん方に触られて損傷等を防ぐために、展示ケース、これを改修といいますか、新設をさせていただきました。まず、のぞき込みます長机の型のガラスケース、この2点につきましては、高井鴻山記念館等で使用しなくなったものがございましたので、それを再利用させていただいて、2台運ばせていただいております。それから、軸物をかける縦長のケース、これを3基新設をさせていただきました。それから、びょうぶ1点を展示できる、これもケースになりますが、1点、計4つ新設をさせていただきました。

なお、個々の備品としての購入もあるわけですが、今回予算等を考えた中で、大工さんにお問い合わせをしまして、作りつけの展示ケースを4つ設置をお願いいたしました。これによりまして、損傷や盗難等が防げるものというふうに考えております。よろしくをお願いいたします。

○議長（関谷明生君） 小西和実議員。

○4番（小西和実君） 文書館と比べると、非常に設備が古かったり、充実していないという部分が見受けられると思います。そんな中で、やはり歴史や文化、風俗の収集物というのは決して文書だけではなく、形のあるそういった道具であったりとか材料であったり、そういったものが非常に重要ではあると思います。弥生時代からのものを全て入れてあるわけでありまして、小布施のこの地域のものがいろいろ入っているわけですから、文書館だけでなくこちらのほうにも同じように力を入れていただいて、拠点にしていっていただけたらと思うんですが、当然費用対効果もありますので、その辺を見ていただくということでだと思いますが、より充実させていただくという方向で検討していただくということよろしいでしょうか。

○議長（関谷明生君） 池田総括参事。

○教育部門総括参事（池田清人君） 今回、4月に文書館がオープンしまして、また住民の皆



さんも非常に昔のそういったものに関心を高めておられると思います。文書類については文書館、品物等物品については歴史民俗資料館というような2本立てで連携して、今後調査、研究、それから収集、保存、それから皆さん方にご紹介をしていくというようなことで積極的に考えてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（関谷明生君） 以上で小西和実議員の質問を終結いたします。

---

#### ◎延会について

○議長（関谷明生君） お諮りいたします。会議規則第25条第2項の規定により、本日の会議はこの程度にとどめ、延会にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（関谷明生君） ご異議ないものと認めます。

よって、本日はこれをもって延会とすることに決定いたしました。

あすは午前10時に再開して、本日の継続、行政一般事務に関する質問を日程といたします。書面通知は省略いたします。

---

#### ◎延会の宣告

○議長（関谷明生君） 本日はこれにて延会といたします。

ご苦労さまでした。

延会 午後 2時32分